

食品製造業をめぐる情勢



令和7年4月
新事業・食品産業部 食品製造課

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

目次



- 1. 食品製造業の概況**
- 2. 原材料の国産利用促進に向けた取組**
- 3. 持続可能な生産に向けた取組**
- 4. 生産性の向上に向けた取組**
- 5. 加工食品の輸出拡大に向けた取組**
- 6. 食品製造業における外国人材の受入れ**
- 7. 災害等への対応**

1. 食品製造業の概況

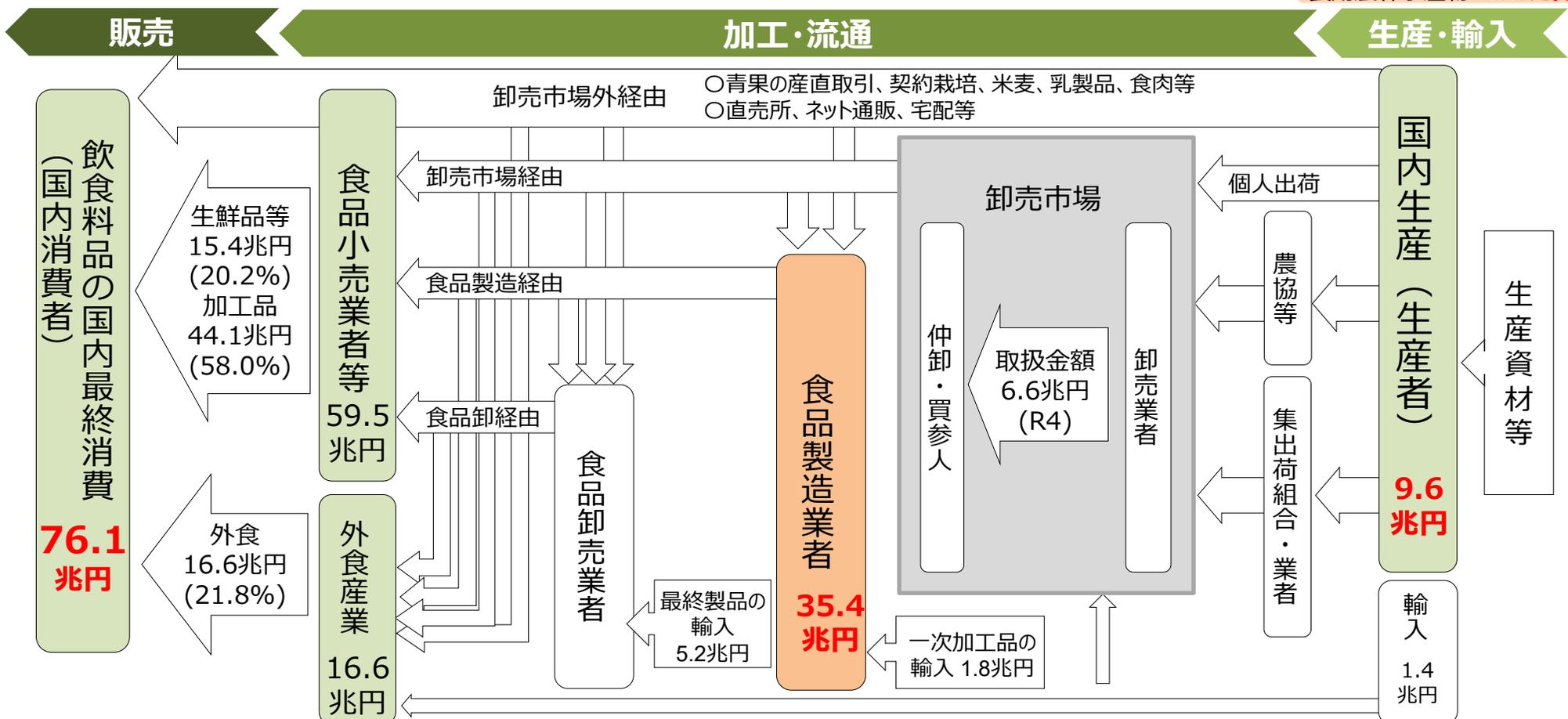


1-1. 食品製造業のフードチェーンにおける位置付け

- 我が国の食品市場は、国内生産の9.6兆円を含め、10.9兆円の食用農林水産物に食品製造業（35.4兆円）等が付加価値をつけ、最終消費76.1兆円の市場を形成。

食品市場全体のイメージ

国内消費向け
食用農林水産物 **10.9兆円**



出典；農林水産省「令和2年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」等を基に試算。
本資料は年次や対象等が異なる複数の統計、調査等を組み合わせて作成したものであり、金額等が整合しない点がある。

1-2. 食品製造業の企業数、雇用、売上高（他産業との比較）

- 食品製造業は、全産業に対して、企業数で1.2%（製造業の10.0%）、売上高で2.1%（同8.4%）、常時従業者数で2.1%（同14.7%）を占める。

食品製造業と他産業との比較（企業数、売上高（2022年度）、常時従事者数（2020年度））

	企業数 (社)		売上高 (億円)		常用雇用者数 (人)	
	数	割合	数	割合	数	割合
全産業	1,976,061	100%	18,130,714	100%	55,168,640	100%
製造業	241,661	12.2%	4,538,466	25.0%	8,072,185	14.6%
食品製造業	24,245	1.2% (10.0%)	382,562	2.1% (8.4%)	1,185,142	2.1% (14.7%)

※（）内は製造業に対する割合

（参考）製造業のうち、工業分野の主要な業種について、全産業に対する割合は以下のとおり。

- ① 金属製品製造業（産業中分類で企業数第1位）
企業数1.7%（製造業の13.8%）、売上高1.1%（同4.3%）、常用雇用者数1.1%（同7.7%）
- ② 輸送用機械器具製造業（産業中分類で売上高第1位）
企業数0.6%（製造業の4.7%）、売上高4.5%（同18.0%）、常用雇用者数1.9%（同13.2%）

※製造業のうち、産業中分類で常用雇用者数第1位は食品製造業

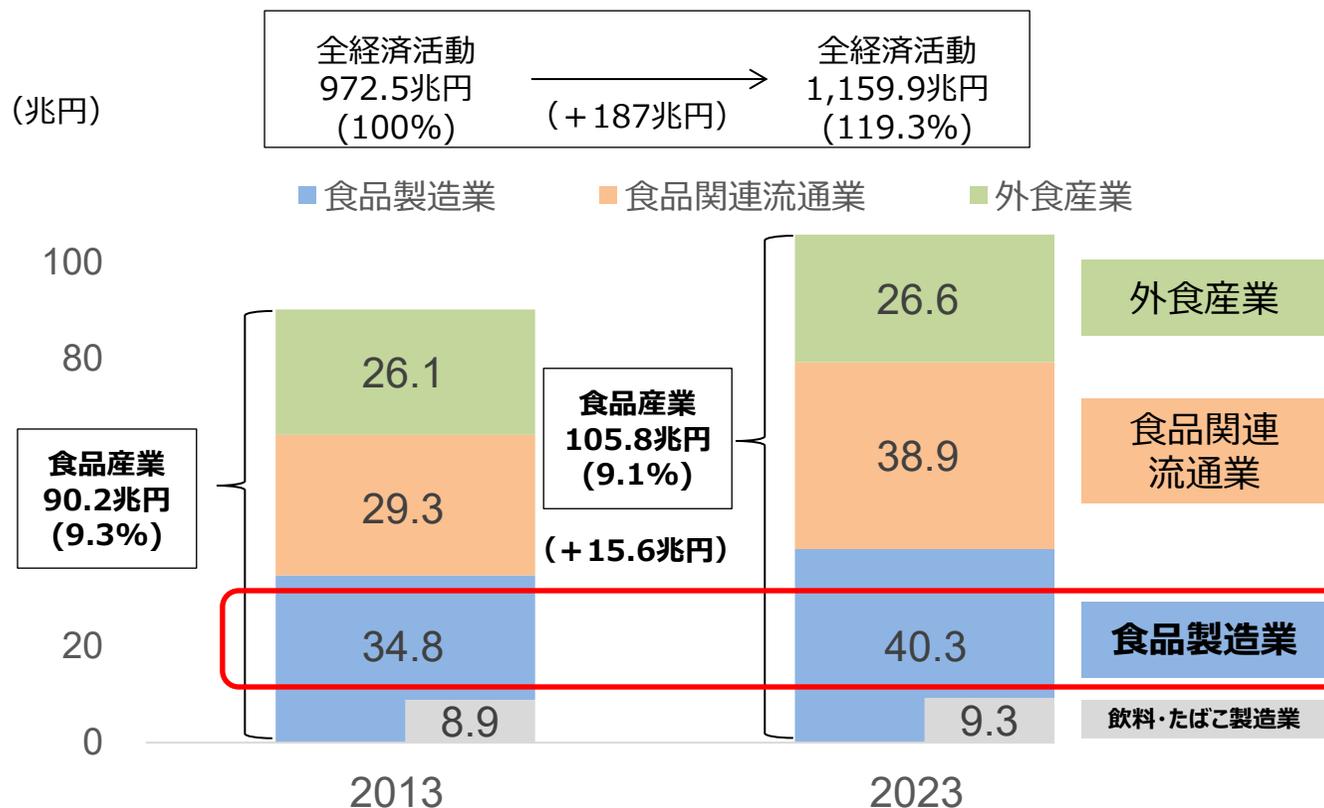
資料1：企業数、売上高は、総務省・経済産業省「2023年経済構造実態調査（産業横断調査）」
（対象：個人を除く）

資料2：常用雇用者数は、総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」
注：売上高は、製造品以外の商品等販売額や役務の提供による売上高等を含む

1-3. 食品製造業の国内生産額（他産業との比較）

○ 2023年の食品産業の国内生産額は105.8兆円。一定の市場規模を有する我が国における重要産業。（全経済活動の約9%、農林漁業の国内生産額13.3兆円の約8倍。）

■ 国内生産額（2013、2023年）



（他産業の国内生産額）

産業	国内生産額 (兆円)
電子部品・デバイス	17.3
金属製品	13.8
パルプ・紙・紙加工品	8.2
窯業・土石製品	7.0
製造業	358.2
卸・小売業	130.0
不動産業	80.5
専門・科学技術、業務支援サービス業	73.9

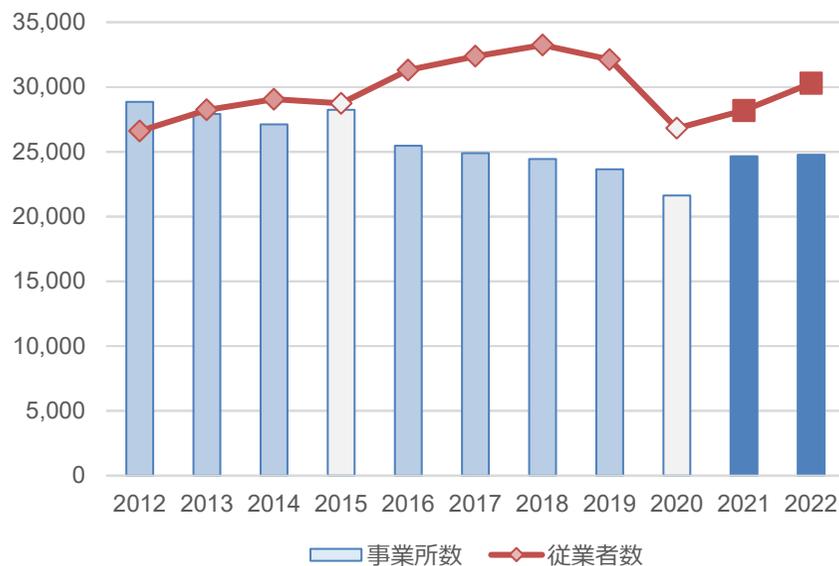
出典：農林水産省「令和5年 農業・食料関連産業の経済計算（概算）」、「令和6年度農林水産業ひと口メモ」を基に農水省作成

1-4. 食品製造業の事業所数、従業者数、製品出荷額の推移

- 食品製造業の事業所数は減少傾向にある一方、従業者数は増加傾向。
- 製造品出荷額は、増加傾向で推移。

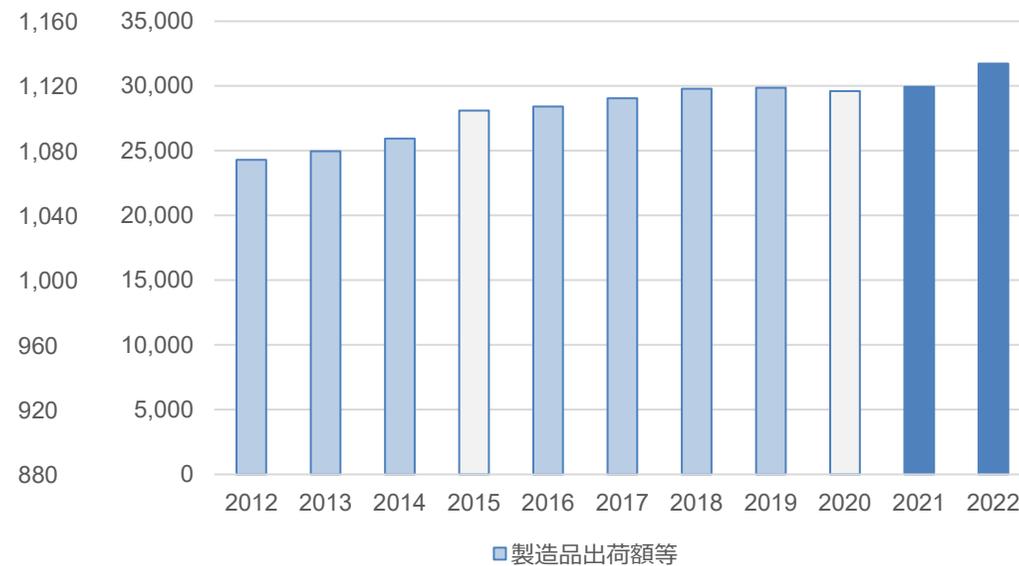
■ 食品製造業の事業所数・従業者数

(事業所)



■ 食品製造業の製造品出荷額

(千人) (十億円)



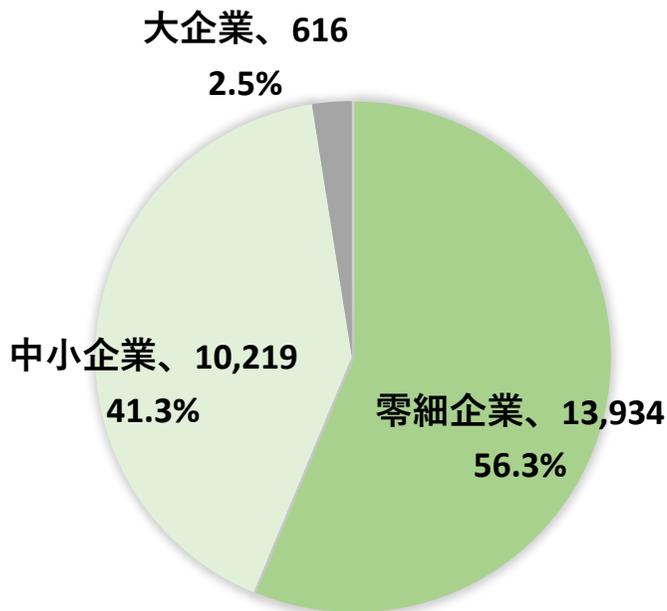
資料：2012年～2014年、2016年～2019年のデータは、経済産業省「工業統計表」のうち「産業別統計表」
 2015年、2020年のデータは、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」のうち「産業別集計」
 2021年以降のデータは、総務省・経済産業省「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」のうち「産業別統計表データ」

注1：2012年～2020年は、従業員4人以上の事業所が対象
 注2：2021年以降は、売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を対象とし、その報告等を基に全体を推計した値

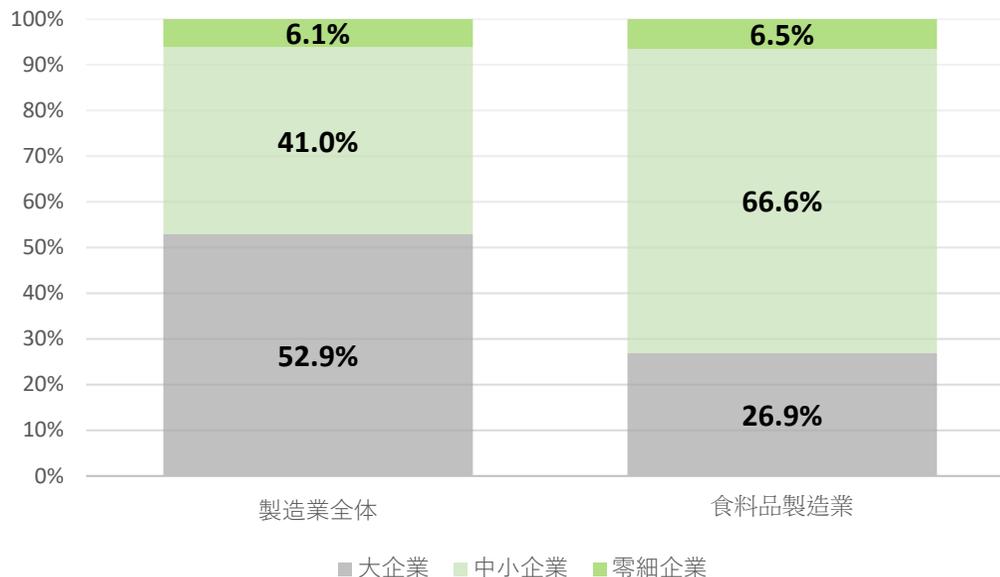
1-5. 食品製造業の経営規模

- 食品製造業は、中小企業及び零細企業が97.6%を占めている（製造業全体でも、中小企業及び零細企業が全体の約98%）。
- その一方で、食品製造業における規模別の製造品出荷額については、全体の7割を中小企業が占めている（製造業全体では、大企業の占める割合が約53%で最大）。

■ 食料品製造業の規模別構造（2023年6月時点）



■ 食料品製造業の規模別の製造品出荷額（2023年6月時点）



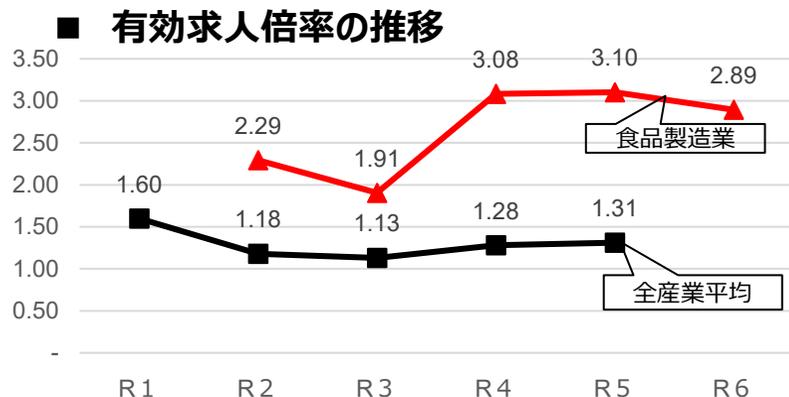
資料：総務省・経済産業省「2023年経済構造実態調査（製造業事業所調査）のうち「産業別統計表データ」

注1：本資料において、零細企業は事業所の従業者数が19人以下、中小企業は事業所の従業者数が20以上299人以下、大企業は事業所の従業者数が300人以上と整理。

注2：グラフ内の割合については、小数点第2位以下を四捨五入。

1-6.食品製造業の有効求人倍率

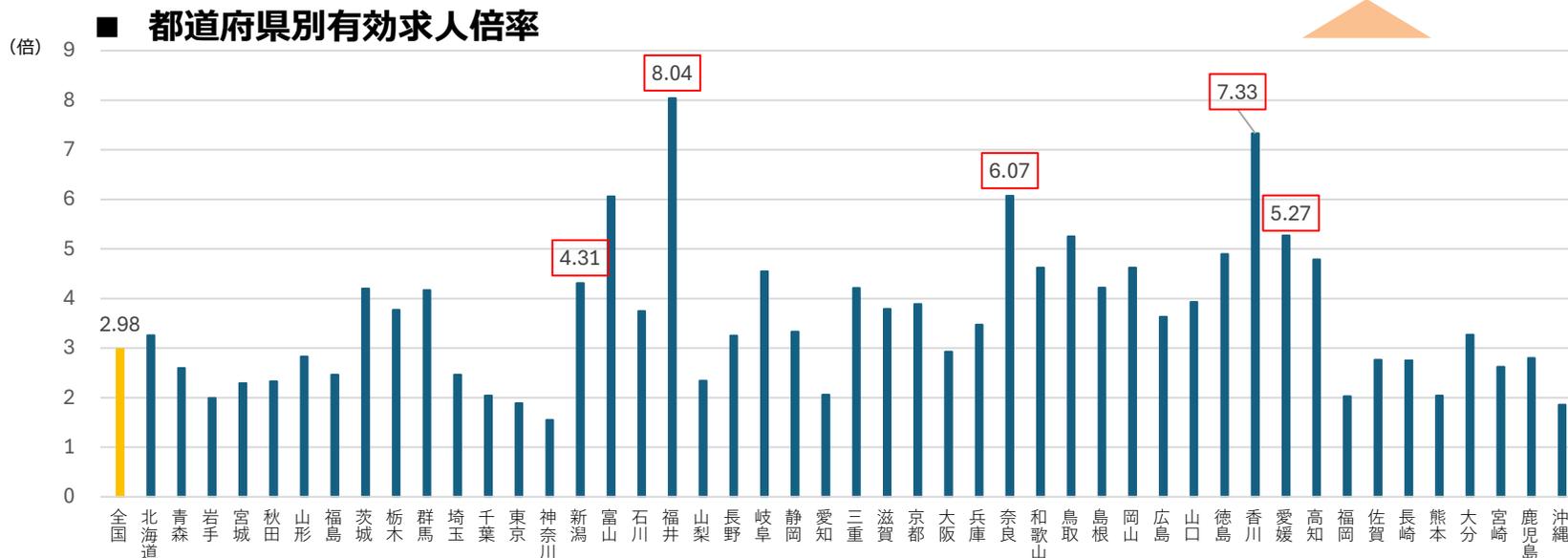
- 食品製造業の有効求人倍率は、全産業平均に比べて**高い水準**で推移。
- 地域的に見ると、食品製造業の有効求人倍率は、都市部より**地方の方が高い傾向**。



近年は全産業平均の
2倍以上の値で推移

資料：厚生労働省データを元に農林水産省にて算出
※食料品製造業の値

福井県、香川県、奈良県、愛媛県、新潟県等の有効求人倍率が高い



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」(令和5年度)

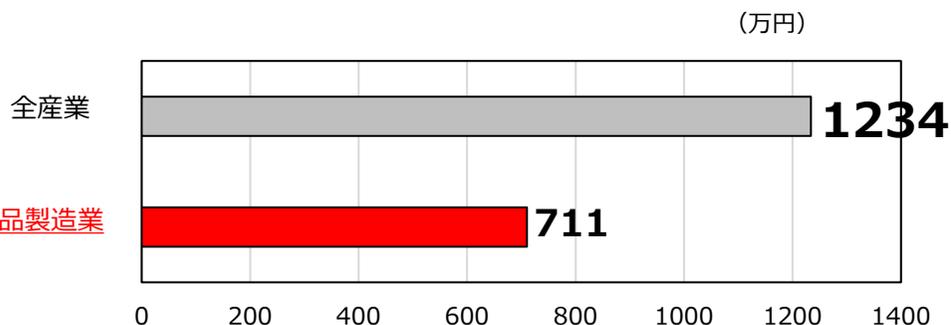
注：令和6年10月～12月の値である

1-7.食品製造業における労働生産性の現状

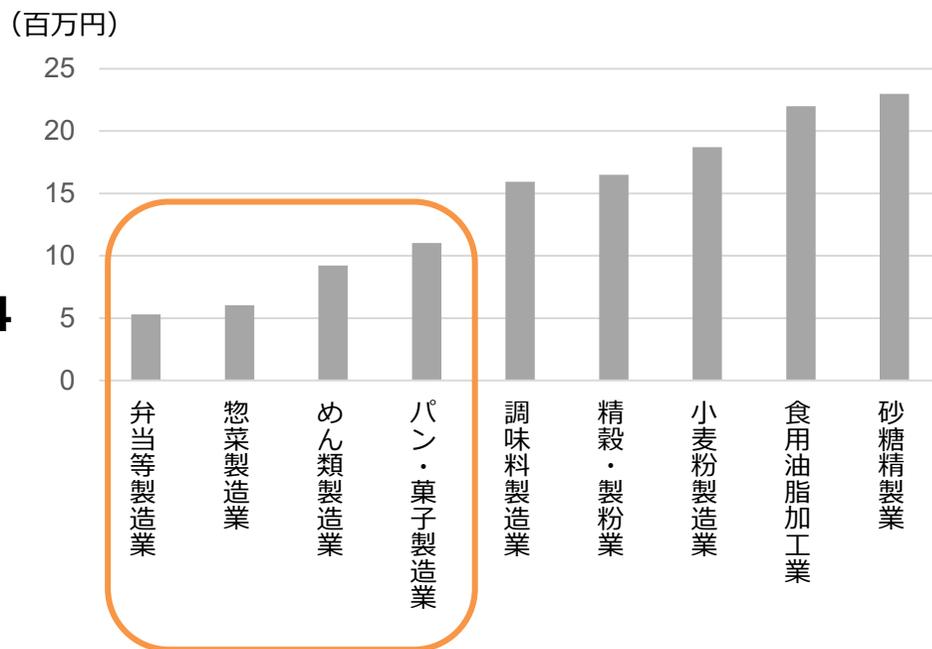
- 製造や盛付け等、人手を要する工程が多い中で、他産業と比較して**労働生産性が低い水準**。
- 業種別に見ると、弁当、惣菜、めん類、パン・菓子製造業において、特に労働生産性が低い。

■ 食品製造業の労働生産性

労働生産性は711万円と低い



■ 食品製造業の労働生産性（業種別）



資料：経済産業省「2024年企業活動基本調査確報－2023年度実績－」を基に農林水産省作成

注1：労働生産性：従業員一人あたりの年間付加価値額（万円）

注2：「食料品製造業」における付加価値額を常時従業者数で除したもの（万円/人）。

資料：経済産業省「2023年経済構造実態調査 製造業事業所調査（産業別統計表データ）－2022年実績－」

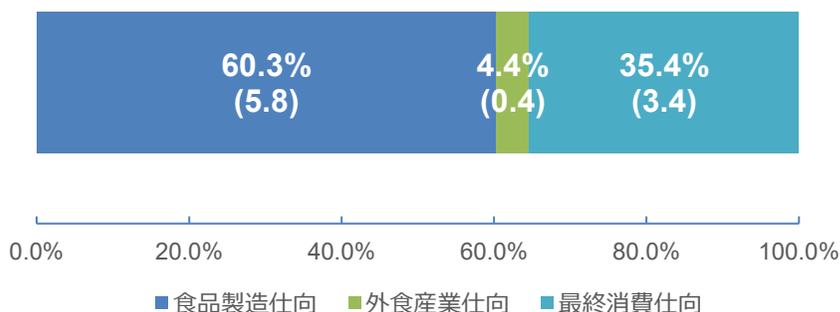
※弁当等製造業は「すし・弁当・調理パン等製造業」を指す。

1-8. 国産農林水産物の最大の仕向け先、地域経済で重要な役割

- 国産農林水産物の仕向け先の約6割が食品製造業であり、食品製造業における原材料（農林水産物・加工食品）のうち約7割は国産農林水産物となっている。
- 我が国食品製造業は国内の農林水産業と深く結びつき、9道県で製造業トップの産出額。

■ 国産農林水産物の用途別仕向け割合

令和2年

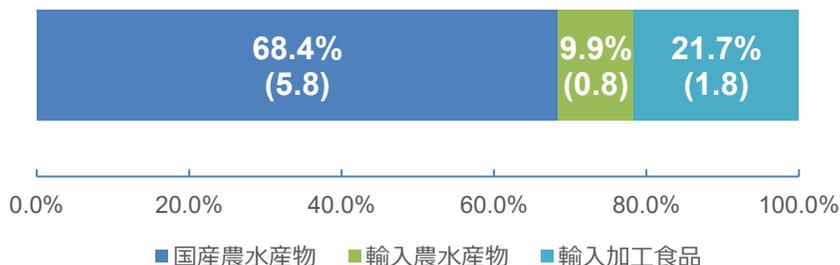


■ 製造品出荷額における食料品の占める構成比が1位の都道府県（令和4年）

都道府県	金額 (億円)	1位		2位		3位	
		産業	構成比	産業	構成比	産業	構成比
全国	3,617,749	輸送	19.5	化学	9.5	食品	8.8
沖縄	4,743	食料	38.9	飲料	13.9	土石	11.8
北海道	66,413	食料	35.9	石油	13.1	鉄鋼	8.0
鹿児島	24,147	食料	32.4	飲料	20.8	電子	12.6
青森	17,791	食料	24.5	非鉄	13.0	電子	11.8
宮崎	18,310	食料	22.9	電子	11.5	化学	10.7
佐賀	22,944	食料	18.5	電子	12.2	輸送	9.4
高知	6,473	食料	15.6	生産機	13.1	土石	11.9
奈良	19,623	食料	13.2	プラ	9.7	輸送	9.6
宮城	54,829	食料	13.1	電子	12.9	生産機	12.8

■ 食品製造業の加工原材料調達割合（国産・輸入）

令和2年



参考：農林水産省「令和2年（2020年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」

注：（）内は兆円

資料：総務省・経済産業省「2023年経済構造実態調査（製造業事業所調査）」

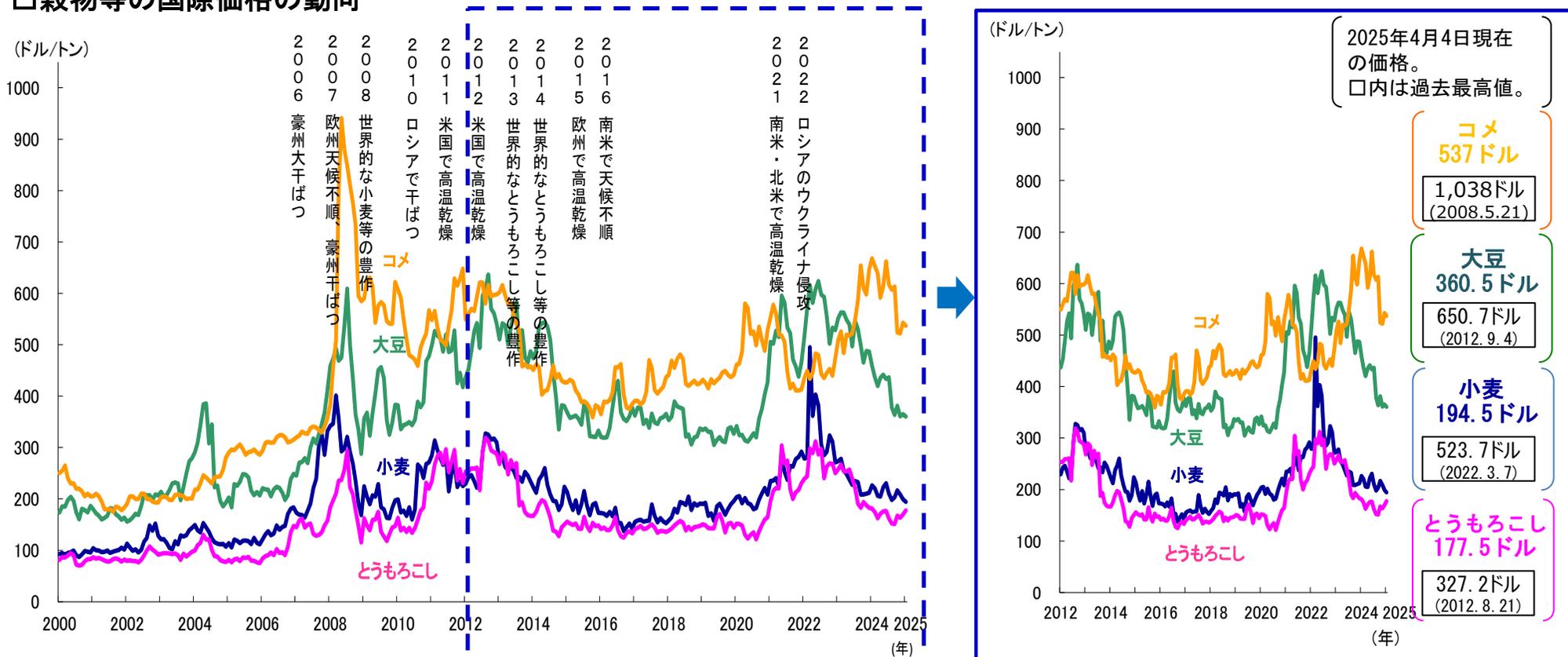
2. 原材料の国産利用促進に向けた取組



2-1. 輸入依存度の高い穀物等の国際価格の推移

- とうもろこし、大豆が史上最高値を記録した2012年以降、世界的な豊作等から穀物等価格は低下。2020年後半から南米の乾燥、中国の輸入需要の増加、2021年の北米の北部の高温乾燥等により上昇。2022年、ロシアのウクライナ侵攻により、小麦は史上最高値を更新も、ウクライナからの臨時回廊等による輸出再開などもあり侵攻前の水準まで低下。とうもろこし、大豆はウクライナ侵攻時に高騰も、ブラジル等の豊作から侵攻前の水準まで低下。コメは、2022年9月以降、インドの輸出規制強化、インドネシアの需要増等から上昇も、インドの輸出規制解除等を受け低下。
- 穀物等価格は、新興国の畜産物消費の増加を背景とした堅調な需要やエネルギー向け需要等により、2008年以前を上回る水準で推移。

口穀物等の国際価格の動向

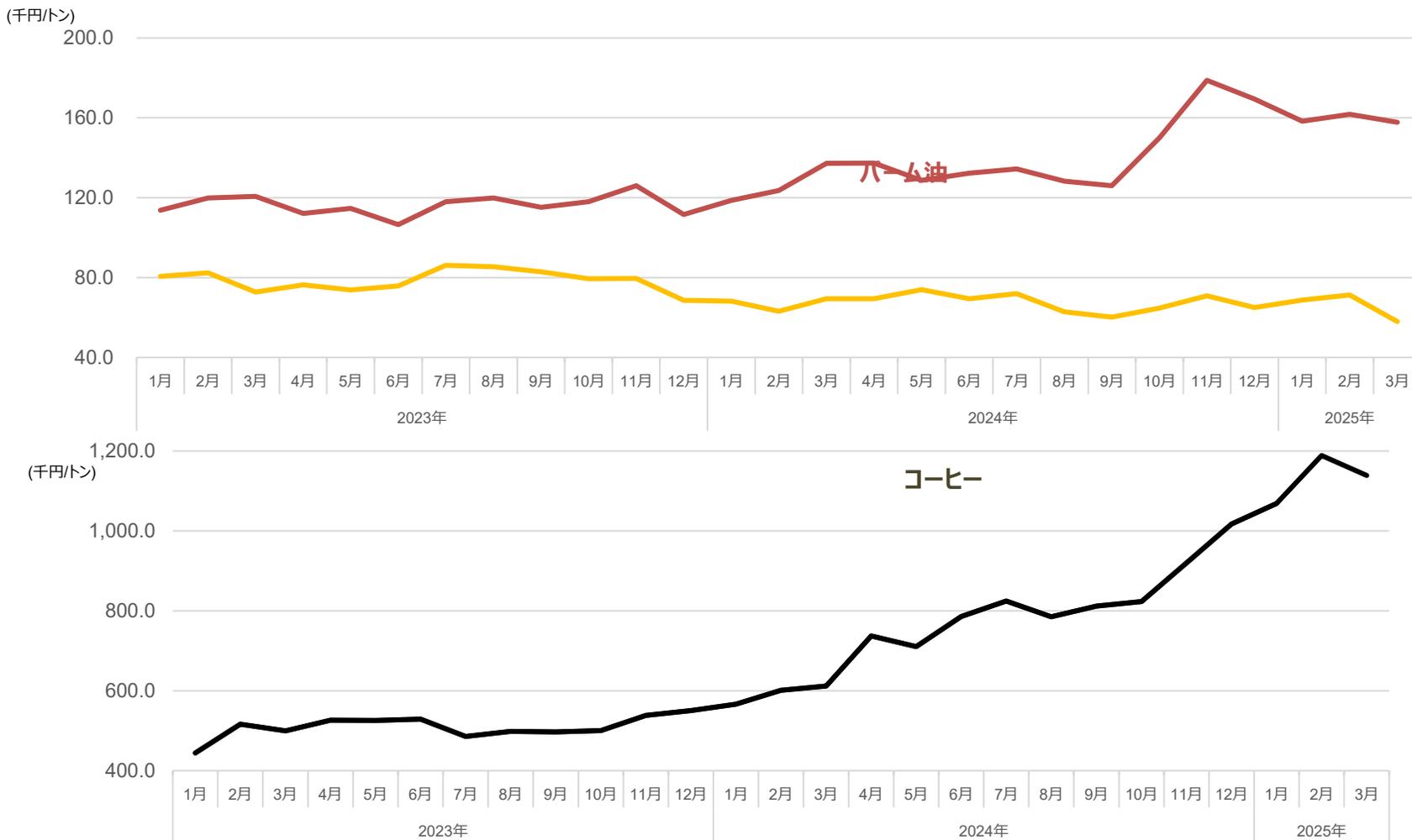


注1：小麦、とうもろこし、大豆は、シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格(セツルメント)である。コメは、タイ国家貿易取引委員会公表による各月第1水曜日のタイうるち精米100%2等のF O B 価格である。なお、コメは2024年12月18日の価格。

注2：過去最高価格については、コメはタイ国家貿易取引委員会の公表する価格の最高価格、コメ以外はシカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

2-2. 輸入原材料価格の動向

- パーム油については、インドネシアのバイオ燃料政策等の影響で2024年10月以降上昇している。
- なたねについては、安定している。
- コーヒーについては、ブラジルにおける天候不順やベトナムにおける干ばつによる収穫量減少等により、2024年以降上昇している。



2025年4月21日現在
□内は2023年1月以降の最高値。

パーム油
157.8千円/トン
178.8千円/トン
(2024.11)

なたね
58.0千円/トン
86.2千円/トン
(2023.7)

コーヒー
1138.7千円/トン
1188.8千円/トン
(2025.2)

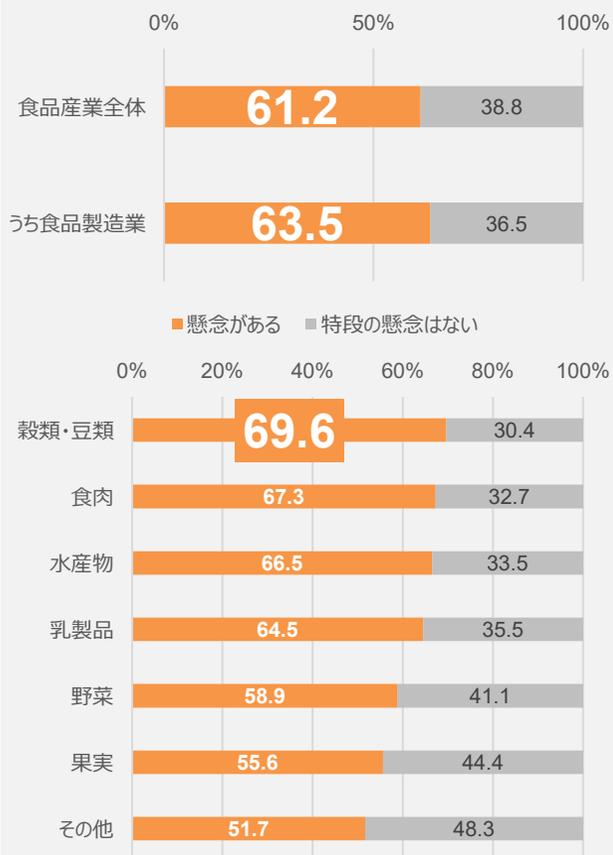
※ なたねの国際価格についてはカナダウィネベグ菜種市場の先物価格（期近物）を、パーム油の国際価格についてはマレーシアパーム油市場の先物価格（期近物）を、コーヒーの国際価格については国際コーヒー機関（ICO）の複合指標価格月次平均を用い、為替レートから円に換算して算出。

2-3. 国内における農林水産物の利用・調達の現状と課題

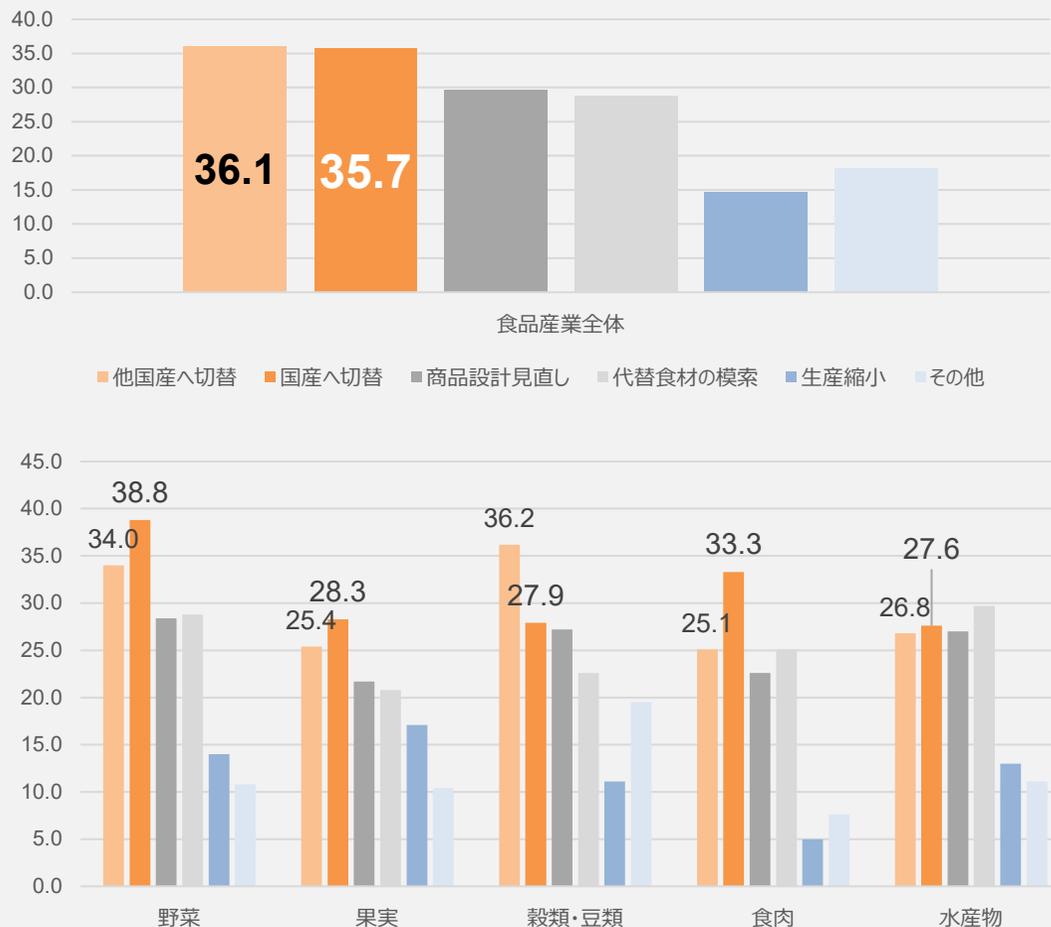


- ① 外国産農林水産物の今後の調達について、食品産業全体・食品製造業の約6割が「懸念がある」と回答。特に穀類・豆類が約7割と最も多い。
 ② 懸念があることへの対応策は、食品産業全体は「他国産への切替」が最も多く、次いで「国産への切替」となった。特に野菜・果実・食肉は「国産への切替」、穀類・豆類は「他国産への切替」が最も多い。

① 利用・調達している外国産農林水産物への懸念



② 懸念があることへの対応策



資料：日本政策金融公庫「食品産業動向調査（令和6年7月）」より抜粋

※1 「卵」はサンプル数が少ないため、「その他」に含めて集計

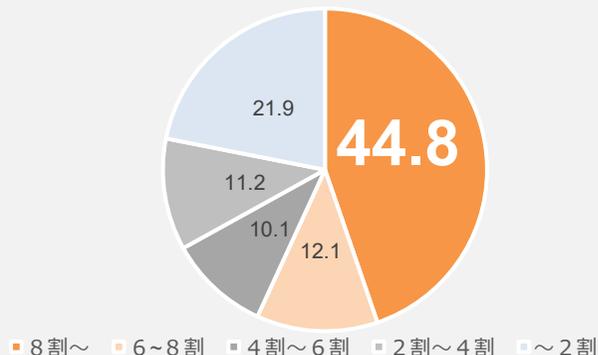
※2 主に調達している品目を3つまで回答してもらい、それらのいずれかあるいはそれらすべてにおける、懸念の有無について質問。外国産農林水産物の調査に係る設問については以下同様。

2-3. 国内における農林水産物の利用・調達の現状と課題

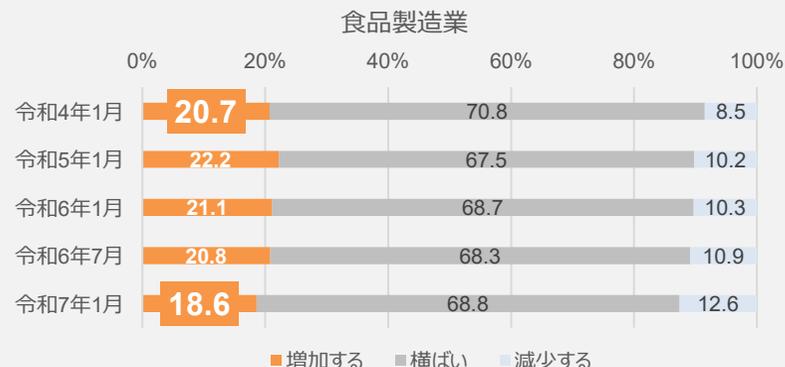


- ③④ 食品製造業において、「原材料として使用している農林水産物の8割以上が国産である」と回答した割合が最も多い。一方で、国産農林水産物の今後の調達量については「増加する」と回答した割合が減少傾向にある。
- ⑤ 国産農林水産物の安定調達にあたっての阻害要因・課題として、「**十分な量を確保できない**」、「**価格変動が大きい**」と回答した割合が高い。

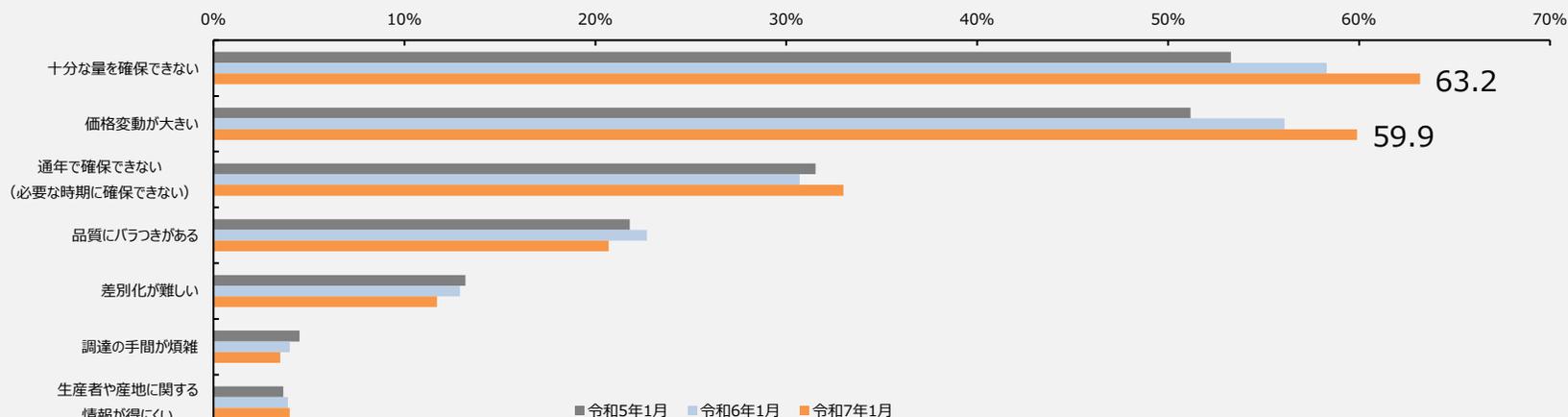
③ 原材料として使用している農林水産物のうち、国産が占める割合
食品製造業



④ 国産農林水産物の今後の調達量の増減



⑤ 国産農林水産物の安定調達にあたっての阻害要因・課題



資料：日本政策金融公庫「食品産業動向調査（令和7年1月）」より抜粋

- 外国産の調達に懸念があるものの、国産の調達にも量の確保と価格変動の課題がある。

2-4. 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の概要

- 既に発効済みのCPTPPや日EU・EPA等に従い今後も関税引下げが予定されている品目があり、引き続き特定農産加工業の経営の改善を促進する必要があることから、法の有効期限を5年間延長する。
- また、今般の国際情勢の変化により、輸入小麦・輸入大豆の価格水準が上昇・高止まりしており、農産加工業者の経営環境は厳しさを増している。
- このため、国産利用の促進等、原材料の調達安定化のための取組（調達安定化措置）に対する支援措置を新たに整備する。

法律の概要

1 法の有効期限の延長

改正前の法は、2024（令和6）年6月30日で失効することとされていたため、その有効期限を5年間延長し、引き続き特定農産加工業者を支援。

2 原材料の調達安定化に関する支援措置の追加

① 世界的規模の需給のひっ迫等により価格が高騰している農産物（小麦・大豆）を指定し、当該農産物又はその一次加工品を主要な原材料として使用している農産加工業を支援対象に追加。

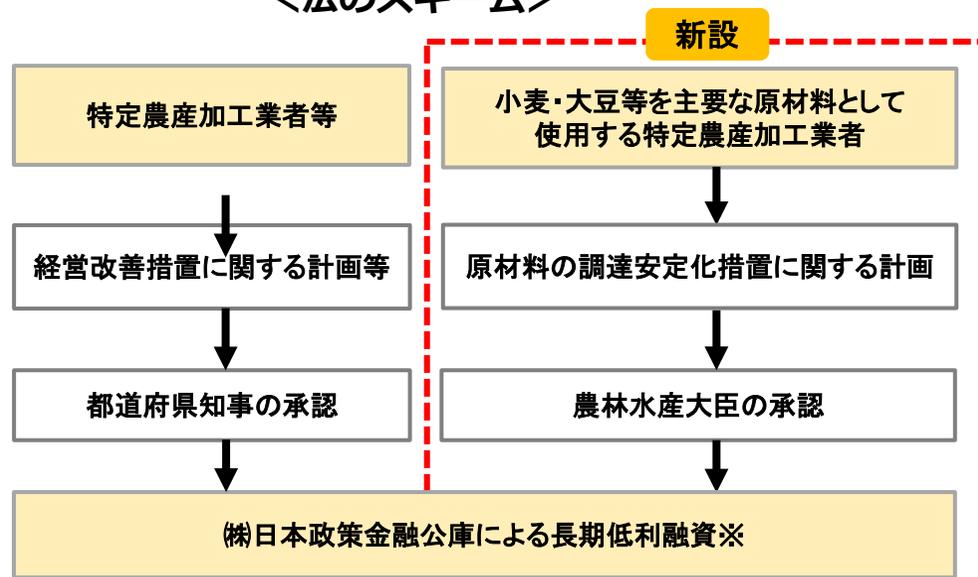
調達安定化措置の例

- ・ 原材料の生産地の変更
- ・ 代替原材料の使用
- ・ 原材料の効率的な使用
- ・ 新商品又は新技術の研究開発又は利用
- ・ 原材料の保管

② ①の特定農産加工業者は、原材料の調達安定化措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の承認を受けることができる。

③ （株）日本政策金融公庫は、②の計画の承認を受けた特定農産加工業者に対し、加工施設の改良等に必要資金の貸付けを行うことができる。

<法のスキーム>



※ このほか、地方税法に基づく事業所税の課税標準の特例措置あり。

施行期日

1の法の有効期限の延長については公布の日（令和6年4月12日）。2の支援措置の追加については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日（令和6年7月1日施行）。

2-5. 原材料の国産利用促進に向けた取組（食品産業と産地との連携の推進）



- 輸入原材料の価格の高止まりや供給不安、世界の食料輸入に占める我が国のシェアの低下などが食品製造業における深刻な問題となっている中、国民に食料を安定的に供給するため、**食品産業のサプライチェーン全体で持続可能性を高める必要がある。**
- そのため、食品事業者に対し、**国産原材料など原材料調達先の多角化の取組を進めた上で、産地との連携による国産原材料の利用拡大等、原材料の安定確保のための取組を支援**することが求められる。

食料・農業・農村基本法（抄）

（食品産業の健全な発展）

第二十条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、**農業との連携の推進**、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

○ 食品原材料の安定確保に向けた国産切替等の支援内容

- ・ 令和4年度予備費輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業（100億円）
- ・ 令和4年度補正予算食品原材料調達安定化対策事業（95億円）
- ・ 令和5年度当初予算原材料価格高騰対策事業・食品産業サステナビリティ推進実証事業（50百万円）
- ・ 令和5年度補正予算食品原材料調達リスク軽減対策事業（44億円）
- ・ 令和6年度当初予算食品産業サステナビリティ推進事業（25百万円）
- ・ 令和6年度補正予算産地連携推進緊急対策事業（43億円）
- ・ 令和7年度当初予算産地連携推進委託事業（18百万円）

2-5. これまでの食品原材料の安定確保に向けた国産切替等の支援

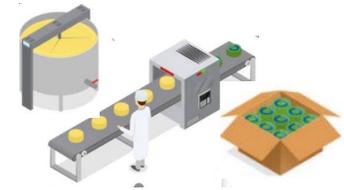


- 新型コロナウイルスやウクライナ情勢、為替変動等の影響により、輸入食品原材料の価格高騰等の調達リスクに対応していくため、食品製造業に対し、調達先の多角化、原材料の切替等の取組を支援してきた。

- ・ 令和4年度予備費輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業（100億円）

価格が高騰している輸入食品原材料を使用する食品製造事業者に対し、**原材料を切り替えた新商品の開発**、原材料の使用コストを削減した新商品の開発、新たな生産方法の導入等の取組を臨時的に支援。

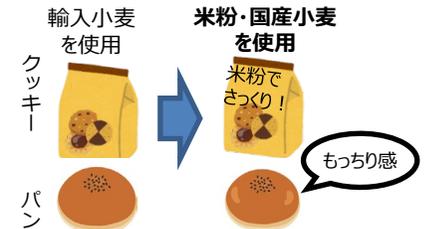
新商品のための
製造ラインの変更・増設



- ・ 令和4年度補正予算食品原材料調達安定化対策事業（95億円）

輸入原材料の調達リスクに対応するため、食品製造事業者に対し、**原材料調達先の多角化（原材料切替）**、生産性向上によるコスト削減、輸入原材料を継続的に国産原材料に切り替えるための販路新規拡大等の取組を支援。

原材料調達先の
多角化



- ・ 令和5年度補正予算食品原材料調達リスク軽減対策事業（44億円）

依然として輸入食品原材料の価格が高い水準にある等、引き続き顕在化している輸入原材料の調達リスクに対応するため、食品製造事業者に対し、**産地との連携強化**や原材料調達先の多角化の取組を支援。

食品製造事業者等と
産地の連携強化



2-5. これまでの食品原材料の安定確保に向けた国産切替等の支援



- 令和6年度当初食品産業サステナビリティ推進事業（25百万円）

原材料の安定確保及び食品の安定供給のため、**国産原材料の安定確保のための産地との協力・連携の強化、国産原材料を利用した新商品の開発や製造等**を通じて持続可能性の高い経営を行おうとする食品企業の取組を支援。

※ 採択事業者の取組内容

	事業者名	業種	主な取組内容
1	近畿製粉(株)	製粉業	小麦生産者に対する研修会の実施等による 技術指導
2	(株)やます	観光土産製造業	ジェラートの製造及び生産者への 原材料保管機器の貸与
3	(株)かごしまんま	農産物販売・加工業	小豆生産者への 種子の提供 及び 唐箕等の貸与
4	(株)梅吉	梅加工業	梅生産者への 剪定木処理機械の貸与
5	藤屋わさび農園(有)	わさび加工業	わさび生産者への 種苗の提供
6	(株)フレッシュフーズ	野菜加工業	キャベツ・大根生産者に対する 資材の貸与
7	山真産業(株)花びら舎	菓子製造業	食用桜の生産者に対する 苗木の提供 及び 栽培指導

取組事例① 補助事業採択事業者による産地連携

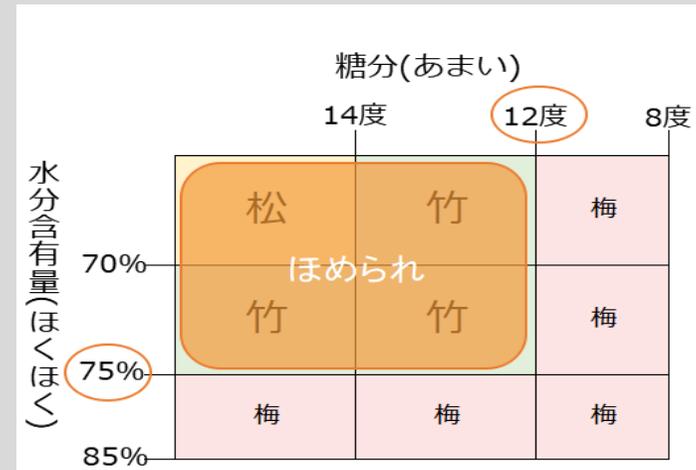
商品開発・マーケティング・加工・販売

本社：兵庫県

連携産地：北海道

エム・ヴィ・エム商事株式会社 (令和5年度補正食品原材料調達リスク軽減対策事業)

- 生産者からの要望を受け、かぼちゃの種・栽培資材(マルチ等)の調達及び生産者への提供、重労働となる収穫作業を自社で担う収穫用大型農業機械の自社調達、自社による収穫作業を実施。
- 生産したかぼちゃの品質に応じて買取価格を高くするインセンティブを設けるとともに、品質の高位平準化に向けて優良農家から他の農家への指導・講習によるかぼちゃ栽培の技術的指導等を通じ、栽培契約農家への支援を実施。



収穫用農機具を調達し、生産者の負担となる収穫作業を自社で実施。

独自に基準を策定した高品質かぼちゃの栽培技術を生産者へ指導。

- 北海道産かぼちゃの作付面積が拡大したほか、調達量も5~10%増加し、これに比例して売上も増加した。

取組事例① 補助事業採択事業者による産地連携

株式会社やまみ (令和5年度補正食品原材料調達リスク軽減対策事業)

豆腐・油揚げ製造業
本社：広島県
連携産地：北海道



○ 原材料調達先の多角化を図るため、産地に対する大豆1次加工装置の貸与や、北海道産「とよまさり大豆」を使用した商品製造のための製造ラインを導入。

(1) 大豆産地に対する1次加工装置(石抜き選別機及びフレコンスケール)の貸与

30kgに個包装された荷姿で大豆を仕入れていたが、サイロに投入する作業は非常に重労働なうえ、大量生産を行う食品製造事業者にとって開梱作業に手間がかかり扱いづらかった。



○ 30kgの個包装から1t単位の荷姿で仕入れることができ、労働不可の低減や開梱作業が簡易化した。

(2) 北海道産大豆「とよまさり」を使用した新商品製造のための製造ラインの導入

北海道産「とよまさり」は、他の品種よりタンパクが少ないため柔らかくなりやすく、崩れやすいので、従来の製造ラインでは作りにくかったが、これに適応する機械・設備を導入することにより、北海道産「とよまさり」を使用した新商品の製造を行う。



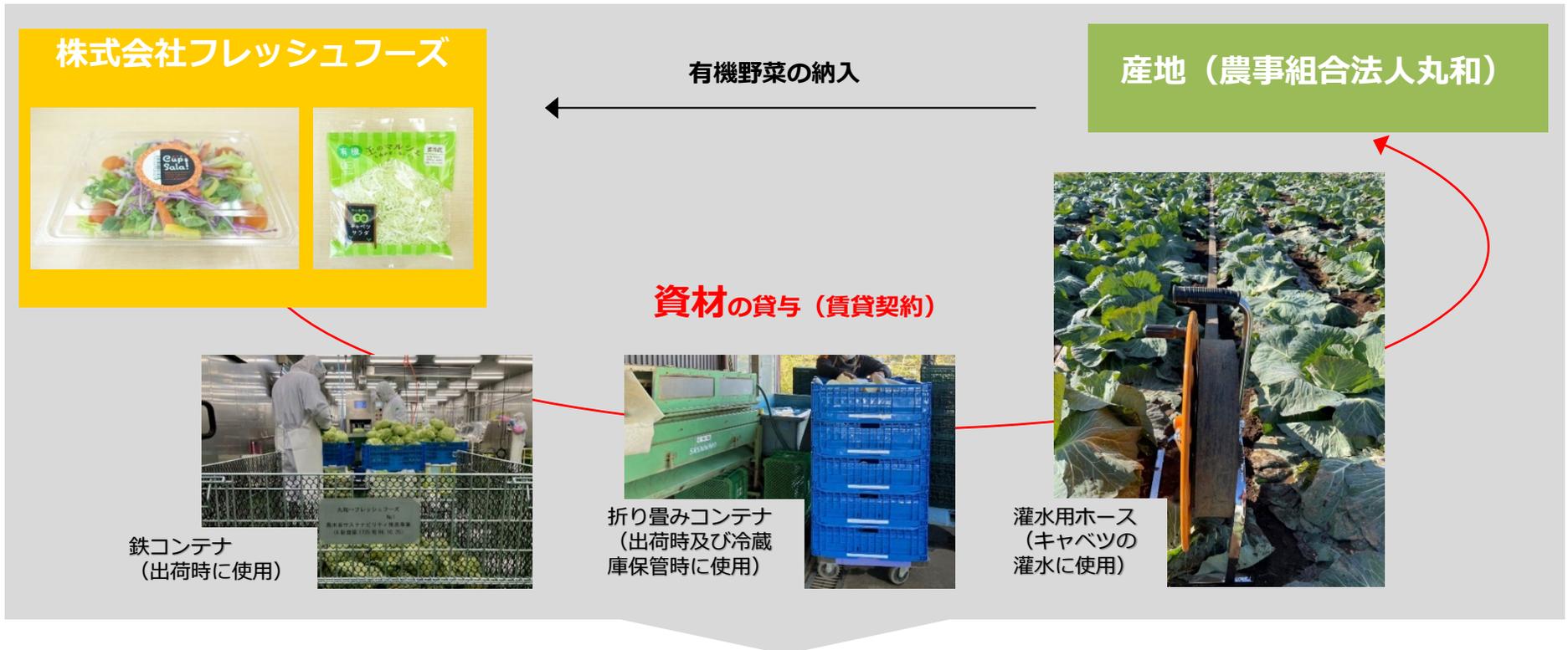
北海道産「とよまさり」を使用した新商品

取組事例① 補助事業採択事業者による産地連携

株式会社フレッシュフーズ (令和6年度当初食品産業サステナビリティ推進事業)

野菜加工・卸、商品販売業
本社：北海道札幌市
工場：千葉県八街市（令和6年11月～稼働）
連携産地：農事組合法人丸和（千葉県）

- 有機野菜の消費拡大及び首都圏マーケットへの進出に向けて、製造拠点として千葉県に加工工場を新設するとともに、**新たな産地**として同県の有機野菜生産者との連携を開始。産地に対し、生産活動に必要なコンテナや灌水設備等の資材を貸与。



- 事業実績（有機野菜の取扱量）： 令和5年度40t（事業実施前・北海道）→ **令和6年度117t**（北海道+千葉）
- 連携により、規格外品も加工用として納めることが可能となり**生産リスクが減少**するほか、有機野菜の**取扱量も増加**するなど、食品製造事業者と生産者の双方にメリットのある取組となっている。

取組事例② 大手食品企業における産地連携



- 現在、国内における大手食品企業においても、産地との連携強化による原材料の安定調達の実践が行われつつあり、これを中堅企業を含め全国に広げていく必要がある。

企業名	概要
味の素株式会社	スープで使用するスイートコーンはすべて契約農家が栽培しており、国内生産（北海道）で約半分、残り半分はアメリカからの輸入。国内の契約農場において定食苗を農業者に提供し、また、グループ会社の社員（通称コーンレンジャー）が栽培を指導している。さらに、契約農場の農業者に対して、グループ会社がコーンハーベスタを提供しており、収穫から24時間以内で工場においてパウダーまで加工している。
カゴメ株式会社	創業以来、よい原料はよい畑から生まれるという考えから、トマトの「契約栽培」に取り組んでいる。「契約栽培」は、まず作付け前に農業者と全量を買入れる契約を結び、その後、フィールドパーソンと呼ばれる担当者が契約農家の畑を巡回し、カゴメ独自のきめ細かな栽培指導をはじめ、トマトの生育状態にあわせて的確な指導を行っている。また、高齢化により栽培中止や規模を縮小する農業者が増えているが、国内加工用トマトの必要量は増加している。その解決策の一環として、ヤンマー農機や農業者と共同で加工用トマト収穫機「Kagome Tomato Harvester (KTH)」を開発した。農業者に負担が大きい収穫作業の機械化にも取り組んでいる。 ○ 所有する加工用トマトの収穫機35台程を収穫時期に全国の契約農家に貸し出して原料トマトを調達（北海道農政事務所からの情報）。
カルビー株式会社	重労働で労力がかかるばれいしょの契約農家の負担を軽減するため、多様な栽培・収穫支援を行っている。会社でコントラクター（作業請け負い）を立ち上げ、大型機械をコントラクターが導入して、労働負荷の高い収穫作業を支援し、ばれいしょの作付拡大を図っている。また、栽培指導を行うフィールドマンを配置して、契約農家を訪問し、じゃがいもの生育状況を確認するとともに、肥料や農薬使用について指導している。 ○ 契約農家に対して栽培開始後3年までは大型のばれいしょ収穫機を貸し出し（九州農政局からの情報） ○ 取組の一環として、JAしれとこ斜里（北海道斜里町）と連携し、同町に人気商品「ポテりこ」等を製造する冷凍加工施設やばれいしょの貯蔵庫等を新設し、2027年に操業開始することを予定している（2025年1月23日公式プレスリリース）。
株式会社ローソン	日本全国のローソンファーム各社で生産された農産物が、ローソングループで販売するサラダ、惣菜、ファストフーズなどの商品の原材料として出荷されている。ローソンファーム各社では、作付前の土壌診断を経て作物が生育する上で理想的な土づくりを行っている。また、ローソンファーム岩内では、ローソンが青果物の1次加工施設を整備して、産地での作付け拡大に寄与している。

2-7. 持続的な食料システム確立緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 4,721百万円】

<対策のポイント>

輸入原材料の価格の高止まりや国際的な購買力の低下など、食品製造事業者等においては原材料の調達リスク等が大きな課題となっています。このような課題に対応するため、食品製造事業者等による**産地との連携強化**や**新技術の導入**による**食品製造業の生産性向上、付加価値の向上**を図る取組を支援することにより、持続的な食料システムの確立を図ります。

<事業目標>

食料システムの強靱化による食料安定供給の確保

<事業の内容>

1. 産地連携推進緊急対策事業

4,321百万円

産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、**食品製造事業者が産地を支援する取組**（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）、**産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発・製造・PRの取組**を支援します。

2. 新技術導入緊急対策事業

300百万円

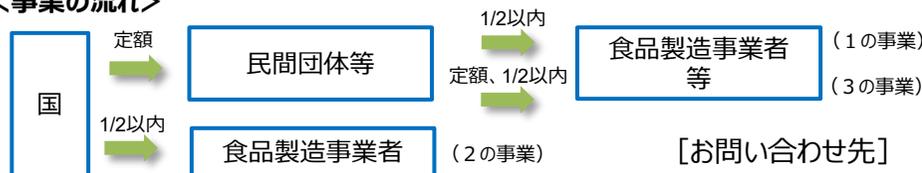
原材料を安定的に調達しつつ生産性を向上させるため、産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、**製造ラインの自動化等の省人化や生産性の向上に資する新技術（機械設備等）の導入**を支援します。

3. 地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

100百万円

食品産業が農林水産業等と連携し、持続的な食料システムを確立するため、**多様な関係者の連携を推進するプラットフォームを構築・活用**し、地域の食品企業や農林漁業者等が参加する**コンソーシアム**において、**国産原材料の活用等の付加価値向上**に向けた**新しい食品ビジネスを創出する取組等**を支援します。

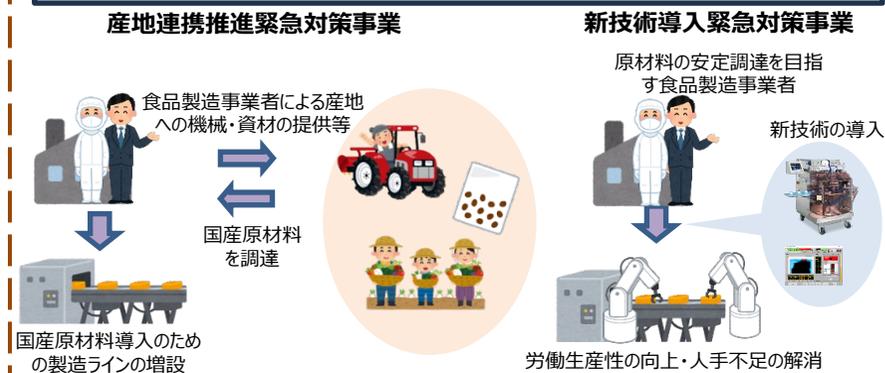
<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

<事業イメージ>

産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対する支援



(1の事業) 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課 (03-6744-2089)
 (2の事業) 食品製造課 (03-6738-6166)
 (3の事業) 企画グループ (03-6744-2063)

2-7. 産地連携推進緊急対策事業の概要

【令和6年度補正予算額 4,321百万円】

食料システムの持続性確保の観点から、産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者等に対して、**産地を支援する取組**や**産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品等の開発・製造・PR等の取組**を支援します。

産地を支援する取組

- ・食品製造事業者等が産地を支援する以下ア～エ又はこれらに類する取組に係る経費を補助します。
 - ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供
 - イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与
 - ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与
 - エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料生産してもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した栽培技術等指導



食品製造事業者等による産地への機械・資材の提供等

【補助対象経費】

- ・種苗等の資材費
- ・機械設備等の導入費（収穫機・選別機等）
- ・栽培技術指導のための専門家・篤農家の派遣謝金・旅費
- ・生産作業補助のための社員等派遣旅費 等

【補助の概要】

補助対象者	食品製造事業者等※ ※食品の加工・製造を行っている事業者、又はこれらとともに事業を実施しようとする者
補助対象経費	左記のとおり
補助上限・下限	上限：2億円 下限：100万円 (産地を支援する取組を行う場合は上限3億円)
補助率	1/2以内
補助要件	・産地と連携した原材料調達計画の策定 ・産地との連携による国産原材料の取扱量増加
加点要素	・産地と連携した原材料調達計画の優位性 ・産地を支援する取組 ・一次加工業者の取組 ・商品の新規性 ・スマート農業技術活用促進法における計画認定の有無
事業の流れ	国→事業実施主体(事務局)→食品製造事業者等
事業実施期間	交付決定日～事務局が定める期限

産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加の取組

- ・産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品等の開発・製造・PR等の取組に係る経費を補助します。



国産原材料導入のための製造ラインの増設



国産原材料を利用した新商品の開発・PR

【補助対象経費】

- ・機械設備等の導入費
- ・製造ラインの変更・増設費
- ・食品表示変更に伴う包装資材の更新費
- ・新商品PR費
- ・専門家経費（コンサルティング経費、旅費等）
- ・調査経費（マーケティング調査等）
- ・開発段階における原材料費 等

(注) 公募は事務局が実施しますので、詳細は以下の事務局公募サイトをご確認ください。

[農林水産省補助事業 産地連携推進緊急対策事業](#)

【公募期間】

令和7年6月12日(木)～令和7年7月15日(木) 17:00

2-8. 食品の円滑な価格転嫁に向けた取組

- 原材料費、エネルギー費等が上昇する中、コスト上昇分の適切な価格転嫁に向け、政府全体で各般の取組を実施。
- 農林水産省としても、適正取引推進ガイドラインの策定・普及や、消費者の理解醸成のための取組を実施。

価格転嫁に向けた政府全体での取組

「**労務費転嫁の指針**」の策定・徹底、「**価格交渉促進月間**」による価格交渉・価格転嫁しやすい環境づくり、事業者による「**パートナーシップ構築宣言**」の促進など、政府全体での取組を実施。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の転嫁に関する発注者・受注者双方の立場からの12の行動指針（令和5年11月策定）。事業者の取組状況は、公正取引委員会の「特別調査」によりフォローアップ、事業者名の公表等を実施。

＜発注者として採るべき / 求められる行動の例＞

- ★ 本社（経営トップ）の関与
- ★ 発注者側からの定期的な協議
- ★ 説明や資料を求める場合は公表資料とする

価格交渉促進月間

毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、価格交渉、価格転嫁について積極周知・広報。

各「月間」終了後には、中小企業庁においてフォローアップ調査を実施し、受注事業者の声を踏まえた発注事業者ごとの価格交渉、価格転嫁の状況を公表。

状況が芳しくない事業者に対しては、業所管省庁から指導・助言を実施。



パートナーシップ構築宣言

コスト上昇時に価格転嫁に応じるなど、望ましい取引慣行（下請振興法に基づく振興基準）の遵守等について、発注者が宣言。



適正取引推進ガイドラインの普及の取組

独占禁止法、下請代金法で「問題となり得る事例」と「望ましい取引事例」をわかりやすく掲載した適正取引推進ガイドラインを策定・普及。

直近では、食品等流通法に基づく食品等流通調査において、客寄せのための納品価格の不当な引き下げなど、独占禁止法等の観点から問題となり得る事例がなお存在することが明らかになったため、「**卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン**」を策定（令和6年3月）。

また、令和6年度食品等流通調査結果に基づき関係団体・事業者に対し、**農林水産大臣名で、上記ガイドラインの周知・活用の協力要請を**するとともに、**センターフィー等の透明性確保や労務費等の価格転嫁に関する不利益な取扱いの禁止を注意喚起**。（令和7年3月）。

消費者等の理解醸成のための取組

食品の生産・加工・製造・流通におけるコスト上昇の背景等をわかりやすく伝える「**フェアプライスプロジェクト**」を展開。

生産現場のインタビュー動画、食品産業界を舞台にした動画、消費者参加型イベント、シンポジウムの開催等により発信し、消費者等の理解醸成や行動変容を図る。



<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fair-price-project/>



**フェアプライス
プロジェクト**



**値段のない
スーパーマーケット**

～みんなにとって「フェアな値段」を奪えよう～

3. 持続可能な生産に向けた取組



3-1. 持続可能な原材料調達の現状



○世界的なSDGsの取組が加速し、輸入原材料に係る持続可能な国際認証等が欧米の食品企業を中心に拡大する中で、2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す。

現状と課題

【現状】

- 一部の大手食品企業が、国際的な認証を取得した輸入原材料の調達に取り組むことを表明。
- 令和5（2023）年度に「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を取りまとめ、公表。セミナーを開催し、食品企業に広く周知。
- 令和6（2024）年度「東京都食育フェア」に出展し、持続可能性に配慮した輸入原材料調達について、先進企業の事例を紹介しつつ消費者に周知。

【課題】

- 認証取得済み原材料への切替やトレーサビリティの確保等によるコスト増加に対し、業界単位での対応等による追加コストの低減及び、消費者理解が必要。



「東京都食育フェア」@代代木公園

当面の対応

【国内の対応】

- 食品企業の人権尊重の取組を推進するため、引き続き、セミナーや研修の開催、手引きの周知に取り組む。
- サステナビリティ課題について、日本の食品企業の取組の実態等の調査に取り組む。
- サプライチェーン関係者が参画する官民連携の場を構築し、個社で対応が難しい課題に対する解決策の検討や知見の横展開等を図る。
- （2025大阪万博において、持続可能性に配慮した調達コードにパーム油のISPO、MSPO、RSPOの各認証が盛り込まれた：7月）

【原料生産国と連携した対応】

- ELPSイニシアティブの更なる活用に向け、関心企業数社と案件形成につき協議を実施し、環境や人権等の持続可能性に配慮した輸入原材料調達に取り組む企業を支援。

3-2. ビジネスと人権に関する最近の動きについて

<国連「ビジネスと人権に関する指導原則」>

- 「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組み」では、「人権を保護する国家の義務」、「**人権を尊重する企業の責任**」、「救済へのアクセス」の3つの柱から構成されている。
- 指導原則では、企業は、人権を尊重する責任を果たすため、次のような企業方針と手続を持つべきとされている。

1 人権方針の策定

指導原則 16

企業は、人権を尊重する責任を果たすというコミットメントを企業方針として発信することを求められている。



2 人権デュー・デリジェンスの実施

指導原則 17~21

企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施することを求められている。この一連の流れのことを「人権デュー・デリジェンス」と呼んでいる。



3 救済メカニズムの構築

指導原則 22

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力することを求められている。



注)「ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）」より抜粋

<最近の国内の動き>

1. 経団連「第3回企業行動憲章に関するアンケート結果」

- R5年8月～9月に経団連が全会員企業を対象にアンケートを実施（回答企業286社）。
- 回答企業の76%が、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき取組（一部実施や実施予定を含む）を進めており、前回調査（2020年）の36%から大幅に増加。ただし、従業員499人以下の企業は「取組みに着手できていない」、「内容を理解していない」割合が多い。

2. 関係府省庁連絡会議

- 国際的な動きを踏まえて、R2年10月に「ビジネスと人権」に関する行動計画」を策定。
- R6年5月に行動計画の「3年目レビュー政府報告」が承認、行動計画の改定作業への着手が了承された。

3. 農水省の取組

- カカオ豆について、日本から協生農法に係る専門家をガーナに派遣し、生産性の向上ながら技術講習会を実施（R5.11）
- 「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」策定（R5.12）及びセミナー開催（R6.2）

<最近の海外の動き>

- EUでは、EU域内の企業等に、サステナビリティ関連のリスクと影響について情報開示を義務付ける「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」が2023年1月に施行。
- また、2024年4月に、欧州議会が、EU域内の企業等に対しサステナビリティ関連のデュー・デリジェンスを義務付ける「企業サステナビリティデュー・デリジェンス指令（CSDDD）」を採択。

3-3. 食品企業向け人権尊重の取組のための手引き

- 令和4年9月に経済産業省を中心に策定された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を参考に、令和5年12月に「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を作成・公表。

1. 背景

- R4年3月、経済産業省において、企業による人権尊重に向けた、業種横断的ガイドライン策定のための検討会を設置。9月13日に日本政府のガイドラインとして決定。
- 食品企業から「人権対応の重要性は理解するが、何から取り組めばよいかわからない」との声を受け、特に中小企業が円滑に人権対応を進められるよう、**食品産業向けに特化した手引きを策定**することとした。

2. スケジュール

- 食品企業からの意見聴取等を踏まえ、令和5年12月に手引きを公表。
- 令和6年度はセミナーを6回実施、取組事例集を作成、4食品業界団体に「ビジネスと人権」に係るセミナーの講師を派遣した。セミナー動画・事例集はHPに掲載。
(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/index.html>)
- 令和7年度も、セミナー等実施予定。

3. 手引きの構成

- 1 本手引きの経緯・目的等
- 2 なぜ人権尊重に取り組む必要があるのか
- 3 取り組む上での考え方
- 4 人権尊重の取組の全体像
 - 4-1 人権方針の策定
 - 4-2 人権デューデリジェンス
 - 負の影響の特定・評価
 - 負の影響の防止・軽減
 - 取組の実効性の評価
 - 説明・情報開示
 - 4-3 救済

参考資料

別添1 各人権に関するリスクへの取組において意識すべきポイント

別添2 作業シート

参考資料編

3-4.新事業創出・食品産業課題解決に向けた支援

【令和7年度予算概算決定額 104（60）百万円】

<対策のポイント>

海外で議論が先行する食品産業をめぐる**サステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等の解決**やフードテック等の新技術の活用による**新事業の創出**に向け、官民連携の場や協議会の運営による**課題解決策の検討**及び**知見の共有**、**実態把握の調査**や**実証の取組の支援**を行います。

<政策目標>

- 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現（100% [令和12年度まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [令和7年まで]、5兆円 [令和12年まで]）
- フードテック等を活用した新たな商品・サービスの創出等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. サステナビリティ課題解決支援事業

51（-）百万円

海外で議論が先行する食品産業をめぐる**サステナビリティ課題（環境、人権、栄養）**等について、官民が連携して**個社で対応が難しい解決策の検討**や**知見の横展開**等を図るため、以下の活動を行います。

- ①関係者が参画する官民連携の場の構築
- ②企業の取組状況等に関する調査

2. フードテック支援事業

46（50）百万円

①フードテック官民協議会の運営

フードテック関連企業、有識者、投資家、行政等が参画する**官民協議会の運営**等により、**フードテック等の新技術**について、**協調領域での課題解決**や**企業間連携・協業の促進**等を行います。

②フードテックビジネス実証事業

食品事業者等による、フードテック等を活用した**ビジネスモデルの実証**や、実証の成果の**横展開を図るための情報発信**等の取組を支援します。

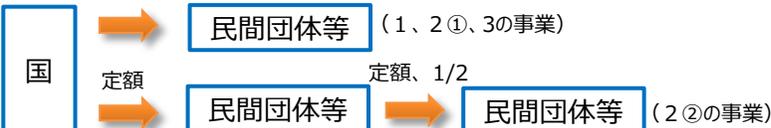
3. 加工食品の国際標準化事業

7（9）百万円

食品添加物等の規制情報のフォローアップや、添加物の代替利用のための相談体制の整備や研修会の開催等を支援します。

<事業の流れ>

委託、補助（定額）



【お問い合わせ先】



- (1の事業) 新事業・食品産業部企画グループ (03-6744-2065)
- (2の事業) 新事業・国際グループ (03-6744-7181)
- (3の事業) 食品製造課 (03-6744-2068)

4. 生産性の向上に向けた取組



4-1.日本の食品製造業の課題

- **労働集約型**である
食品は不均一で柔らかく傷つきやすいため、
人手で扱わざるを得ない、検品や盛り付けなども人の目に頼っている。
- 作業者にとって**過酷な環境**
低温/高温の環境、刃物を使用する危険な作業、単調な作業等が存在する。
- 製造ラインの切り替えが多い
消費者嗜好の多様化に対応するため、**少量多品目生産**が必要。



労働人口減少が確実な社会において、中小・零細企業においても、人手に頼ってきた工程を見直し、**自動化**を進めていくことが必要！

自動化により目指せること

- 省人化
- 危険・きつい作業を減らして魅力向上
- 品質向上

4-2.自動化の障壁 (中小・零細の食品製造企業)

1. 人がいない

食品製造業の労働者数は約120万人と推定されるが、
中小の食品製造企業には、生産技術者は1人以下。



2. ものがない

中小の食品製造企業の機械設備は古いまま。
従業員の多くは仕分、カットなどの細かな作業や重労働を担う。



3. お金がない

中小の食品製造企業には設備投資を行う余裕資金がない。

4. 情報がない

中小の食品製造企業に出向く機械メーカーは少なく、情報がない。

中小・零細の食品製造企業での自動化は困難と
諦めている企業が多い

4-3.現状把握：食品企業における生産性向上や経営合理化の実態調査

令和6年度当初サステナブル食品産業モデル推進事業のうち食品産業経営合理化推進事業

調査の趣旨

- 食品製造業のスマート化には、生産性向上や経営管理・製造部門全体を考慮した経営合理化が必要。
- 食品製造業における生産性向上や経営合理化の取組状況や今後の意向、取組における課題と問題点についてアンケート調査を行い、今後の施策の検討に資する。

調査内容

中小・中堅の食品・飲料製造全業種約**6,000社**を対象に電話で聞き取り調査⇒**809件**を回収

●アンケート先リスト

業種	回収数
091 畜産食料品製造業	83
092 水産食料品製造業	95
093 野菜・果実缶詰・保存食料品製造業	72
094 調味料製造業	67
095 糖類製造業	21
096 精穀・製粉業	29
097 パン・菓子製造業	73
098 動植物油脂製造業	28
099 その他の食料品製造業	-
0992 めん類製造業	48
0993 豆腐・油揚げ製造業	24
0996 そう(惣)菜製造業	54
0997 すし・弁当・調理パン製造業	49
その他	81
101 清涼飲料製造業	51
103 茶・コーヒー製造業	34
合計	809
うち 従業員301~2000人(中堅企業)	72

●アンケート項目

- ① 経営における課題
- ② **経営合理化のために実施した具体的な取組**
(企業間連携、M&A、間接部門のDX化・アウトソーシング等)
- ③ **生産性向上のために実施した具体的な取組**
(製造工程・包装保管行程の自動化、製造委託、需要予測システム導入等)
- ④ ②、③による**成果**
- ⑤ ②、③が**利益率の向上などへの寄与度**(利益率向上、製造能力向上等)
- ⑥ ②、③の**評価、課題、問題点**(コスト増、特定の者への業務集中、効果が不十分)
- ⑦ ②、③について、**今後実施したい取組**
- ⑧ 経営合理化や生産性向上を図るために必要となる要素
(導入コストの低減、成功事例の共有、行政の支援等)
- ⑨ 経営合理化や生産性向上が進んでいる業種、取組の参考になる業種
- ⑩ 経営合理化や生産性向上を実施していない理由
(コスト負担、人員の不足、導入効果が不明確等)
- ⑪ **経営合理化や生産性向上のためのネック**
(人材の不足、設備の老朽化、製造工程の見直しが困難等)

4-3. 調査結果概要



- 食品企業は、生産性向上等を積極的に取り組んでおり（約6割の企業で取組）、その傾向は経営規模が大きいほど高い（中堅企業では8割）。
特に、製造面での効率化の取組を重点的に実施。
- 生産性向上等に取り組んでいる企業では、約9割の企業で「製造時間の短縮」、「人手不足の解消」等具体的な成果が上がり、その約8割が今後も取組を継続する意向。
また、約7割の企業が利益率向上・改善にも寄与と回答。
- 一方、多くの企業で設備投資等のコスト負担、取組を推進する人材不足が課題で、その傾向は経営規模の大きい企業ほど高い。
- 今後も製造部門における自動化・省人化を実施したいとの意向が強く、その傾向は経営規模が大きいほど高い（中堅企業では約6割）。
また、約5割の企業がコスト負担、人材不足が課題で、その傾向は経営規模の大きい企業ほど高い（中堅企業では6割）。
- こうした中、企業からは、補助金や融資制度などの行政のバックアップやコスト低減、専門人材の教育・育成支援の充実を望む声が多い。

4-4.食品製造業等の生産性向上事例(優良事例)の横展開

食品製造業における生産性向上の取組状況や課題について、業界網羅的に実施したアンケート調査に基づき、約50社の優良事例を抽出

農林水産省ホームページ『食品製造業等の生産性向上』にて
ご紹介可能な約50社の生産性向上に関する取組を紹介

生産性向上等の取組を積極的に行っている食品製造企業に対して、個別ヒアリングを実施し、食品製造業における生産性向上等の取組の実施状況やその問題点や生産性向上等を推進するために必要な要件等を調査。

<公開内容>

- ✓ 受注、生産、品質管理、梱包・運搬、事務管理等の各工程における自動化、ロボット導入、DX・IoT化等の事例



<https://xbusiness.jp/nosui/>

URL及びQRコードは、
将来的なWEBページへの移行に伴い
変更となる可能性があります。

4-4. 実例/食品製造業等の生産性向上事例(優良事例)の横展開



■業種：パン・菓子（茨城県） / ■効率化工程：生産 / ■効率化事例：前工程

攪拌ミキサーと運搬ライン化

（生地原料の投入口カスタマイズとカート運搬レール設置）

（導入前）20kg 袋入り小麦粉を作業員が持ち上げてミキサーに投入し、練った生地も作業員が持ち運んでいた。



（導入後）ミキサー及び周辺設備を変更し投入動作を軽減。生地が入ったタンクを載せたカートおよびレールを設置し運搬の負担を軽減。

効果①生産量増加

効果②作業員の定着率が上がった

効果③収益増を給与に還元できた

企業データ	売上規模	10億円未満
	従業員数	40名程度
	生産量	4t/日
	工場稼働時間	8時間/日
生産性向上	製造速度	120個/時 →170個/時
	生産時間	3時間減



原料投入口をカスタマイズしたミキサー



焼成ライン



充填・仕上ライン

4-4. 実例/食品製造業等の生産性向上事例(優良事例)の横展開

■業種：農産加工（高知県） / ■効率化工程：梱包・運搬 / ■効率化事例：機械・ロボット

包装充填機 & パレタイザー (原料調達補助事業を活用)

(導入前) 冷凍製品のシール作業や梱包作業、荷積みは全て手作業で行っていた。

▼
(導入後)
包装充填機の導入で充填から梱包までほぼ自動化できた。パレタイザー導入で荷積みは完全自動化した。

- 効果① **省人化**
- 効果② **生産量増加**
- 効果③ 包装資材を変更し、**資材費が抑制**できた
- 効果④ **危険作業の軽減**で作業員の意欲向上

企業データ	売上規模	30～100億円未満
	従業員数	250名程度
生産性向上	生産量	20%増
	人員	10人→7人
	コスト削減	1000万円/年



原料選別加工の様子



縦ピロー包装充填機



パレタイザー

4-4. 実例/食品製造業等の生産性向上事例(優良事例)の横展開

■業種：農産加工（高知県） / ■効率化工程：梱包・運搬 / ■効率化事例：機械・ロボット

包装充填機 & パレタイザー

(原料調達補助事業を活用)

(導入前) 冷凍製品のシール作業や梱包作業、荷積みは全て手作業で行っていた。

▼
(導入後)
包装充填機の導入で充填から梱包までほぼ自動化できた。パレタイザー導入で荷積みは完全自動化した。

- 効果① **省人化**
- 効果② **生産量増加**
- 効果③ 包装資材を変更し、**資材費が抑制**できた
- 効果④ **危険作業の軽減**で作業員の意欲向上

企業データ	売上規模	30～100億円未満
	従業員数	250名程度
生産性向上	生産量	20%増
	人員	10人→7人
	コスト削減	1000万円/年



原料選別加工の様子



縦ピロー包装充填機



パレタイザー

4-4. 実例/食品製造業等の生産性向上事例(優良事例)の横展開



■業種：調味料類（徳島県） / ■効率化工程：梱包・運搬 / ■効率化事例：機械・ロボット

チューブ用充填ライン

(ケチャップ・ソースの充填～箱詰め自動化)

(導入前) 充填後に冷却など一部手作業が必要な工程があり、包装や箱詰めを翌日に行っていた



(導入後)

1日で充填後そのままライン上で箱詰めまで行えるようになった

効果①生産量増加

効果②他行程に人員を回し、工場内の効率化を図れた

効果③社員の休日日数を増やせた

企業データ	売上規模	10～30億円未満
	従業員数	30名程度
生産性向上	充填速度	50本/分 →100本/分
	生産量	30～50%増
	人員	10人→8人



チューブ充填ライン



包装室 (ラベラーと印字検査の様子)



包装工程 (包装機と段ボールケーサー)

4-4. 実例/食品製造業等の生産性向上事例(優良事例)の横展開

■業種：麺類（福井県） / ■効率化工程：製造 / ■効率化事例：DX/IoT

製造工場IoT監視システム

（「IoT・AI・ロボット等導入促進事業補助金」を活用）

（導入前）機械トラブルが発生しても、経年劣化なのか、麺が詰まった一時的な停止なのか正しく判別できずにいた

（導入後）
工場から離れた事務所でも設備の稼働状況が一目瞭然となった
効果①作業員の正当な評価が可能となった
効果②前年度実績と比較し、次年度の目標を立てやすくなった
効果③作業員の作業効率化に対する意識が高まった

企業データ	売上規模	10～30億円未満
	従業員数	100名程度
	生産量	5t/日
	工場稼働時間	8時間/日
生産性向上	ロス率	10%台 →2～3%
	機械稼働率	80%→95%



色で機械設備の状況が確認できる管理画面



製造ラインを流れるそば。切れ端が詰まっていないかセンサーが感知



そば粉があふれる前にセンサーが感知。回転灯が起動し、サイレンが鳴る。

4-5. 持続的な食料システム確立緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 4,721百万円】

<対策のポイント>

輸入原材料の価格の高止まりや国際的な購買力の低下など、食品製造事業者等においては原材料の調達リスク等が大きな課題となっています。このような課題に対応するため、食品製造事業者等による**産地との連携強化**や**新技術の導入**による**食品製造業の生産性向上**、**付加価値の向上**を図る取組を支援することにより、持続的な食料システムの確立を図ります。

<事業目標>

食料システムの強靱化による食料安定供給の確保

事業の内容

事業イメージ

1. 産地連携推進緊急対策事業

4,321百万円

産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、**食品製造事業者が産地を支援する取組**（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）、**産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入**、**新商品の開発・製造・PRの取組**を支援します。

2. 新技術導入緊急対策事業

300百万円

原材料を安定的に調達しつつ生産性を向上させるため、産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、**製造ラインの自動化等の省人化や生産性の向上に資する新技術（機械設備等）の導入**を支援します。

3. 地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

100百万円

食品産業が農林水産業等と連携し、持続的な食料システムを確立するため、**多様な関係者の連携を推進するプラットフォームを構築・活用**し、地域の食品企業や農林漁業者等が参加する**コンソーシアム**において、**国産原材料の活用等の付加価値向上**に向けた**新しい食品ビジネスを創出する取組等**を支援します。

産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対する支援

産地連携推進緊急対策事業

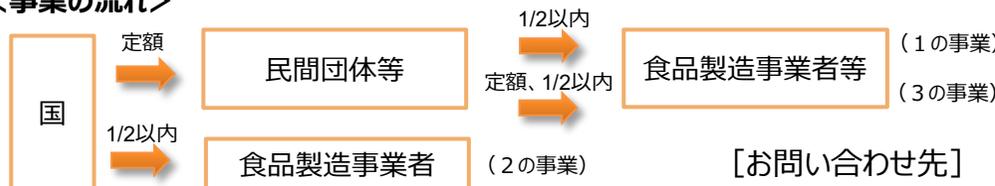
新技術導入緊急対策事業



地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1の事業) 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課 (03-6744-2089)
- (2の事業) 食品製造課 (03-6738-6166)
- (3の事業) 企画グループ (03-6744-2063)

4-6. 新技術導入緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 300百万円】

食料システムの持続性確保の観点から、原材料を安定的に調達しつつ生産性を向上させるため、産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、**製造ラインの自動化等の省人化や生産性の向上に資する新技術（機械設備等）の導入**を支援します。

【本事業の対象となる新技術の例】

- ✓ 従来は複数の機械を併用して製造していた製品・工程を一つの機械で対応するなど、**設備投資の効率化に資する技術**
- ✓ 既存製品より**生産効率が高く、小型化され工場への導入が容易な技術**
- ✓ 他の製造業では普及しているにもかかわらず、食品製造業では**業界特有の理由により開発・普及されていない技術**

生産効率が高く、小型化され工場への導入が容易な技術



従来の機械は大きいことから、工場内の限られたスペースへの設置が困難



小型化により工場内の増設・配置換え作業が簡略化

食品製造業界特有の理由により開発・普及されていない技術



衛生面の課題、柔らかい食材を掴む技術の開発が未開発等、食品製造業界特有の理由で、容器への盛付作業は人が実施



自動盛付装置の導入により労働生産性の向上・雇用不足の解消

【新技術（機械設備等）の例】

- ・多層包あん成形機
- ・自動パン粉付け機
- ・食品自動充てん・包装機
- ・弁当・総菜用盛付ロボット
- ・製品検品用X線センサーシステム
- ・製品自動箱詰め装置



多層包あん成形機



自動パン粉付け機



弁当・総菜用盛付ロボット



製品検品用X線センサーシステム

【補助の概要】

補助対象者	食品製造事業者（※） [中堅・中小企業に限る]
補助対象経費	以下の条件を満たす機械設備 ・生産効率が3%/年 以上 ・販売後3年程度未満
補助上限	5,000万円
補助率	1/2 以内
補助要件	・産地と連携した国産原材料調達計画の策定 ・生産効率の対前年比3%以上向上
事業の流れ	国 $\xrightarrow{1/2以内}$ 食品製造事業者

（※）食品の加工・製造を行っている事業者、又はこれらとともに事業を実施しようとする事業者。

R7年1月に公募は終了しました

4-7.持続的な食料システムの確立

【令和7年度予算概算決定額 145（-）百万円】
 【令和6年度補正予算額 4,721百万円】

<対策のポイント>

持続的な食料システムの確立に向けて、「地域連携推進支援プラットフォーム」を創設し、地域の食に関わる産業を先導する食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等を支援します。また、食品企業による産地連携や製造現場の自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。

<事業目標>

- 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件 [令和11年度まで]）
- 食品企業と産地が連携したモデル的取組の創出数（9件 [令和9年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築 56（-）百万円 【令和6年度補正予算額】55百万円

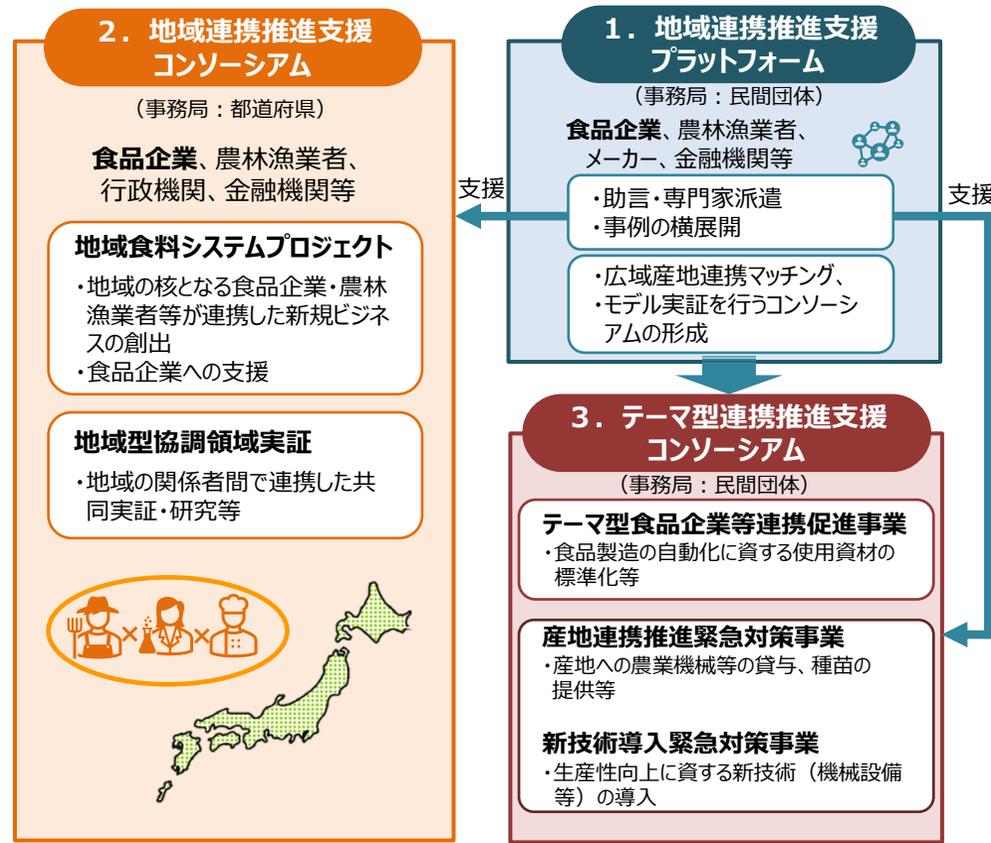
地域の食に関わる産業を先導する食品企業や農林漁業者等が参加するプラットフォームを設立し、専門家派遣のほか、広域産地連携マッチング、モデル実証の形成等を通じて、食品企業と農林漁業者等が連携したコンソーシアムの取組を支援します。

2. 地域型食品企業等連携促進事業 66（-）百万円 【令和6年度補正予算額】45百万円

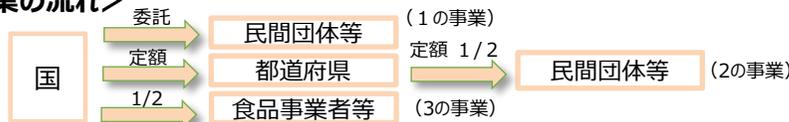
- ① 地域食料システムプロジェクト推進事業
 都道府県が中心となり、「地域連携推進支援コンソーシアム」を設置し、食品企業や農林漁業者、関連業種等との連携強化を促進し、新しい食品ビジネスの創出等を支援します。
- ② 地域型協調領域実証
 地域の食料システムの持続性向上に資する地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組を支援します。

3. テーマ型連携推進支援 23（-）百万円 【令和6年度補正予算額】4.621百万円

- ① テーマ型食品企業等連携促進事業
 自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。
- ② 産地連携推進緊急対策事業
 産地を支援する取組や産地との連携による国産原材料の取扱い増加に伴う機械設備等の導入等を支援します。
- ③ 新技術導入緊急対策事業
 産地と連携した食品企業の生産性向上に資する新技術の導入を支援します。



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1、2の事業) 新事業・食品産業部企画グループ (03-6744-2063)
 (1、3の事業) 食品製造課 (03-6744-2089)

4-8.テーマ型食品企業等連携促進事業

【令和7年度予算概算決定額 22,500千円】

事業趣旨

食品企業生産性向上フォーラムとの連携の下、業界横断的な特定の課題（データフォーマットの標準化や後工程の自動化等）について、機械メーカーや食品企業等が連携して、その課題を解決する手法をモデル的に実証するための取組を支援する。

公募予定期間

令和7年5月上旬～5月下旬

事業実施主体

- ①食品企業（コンサル、関係団体等との共同申請を含む）
- ②食品企業、コンサル、関係団体等を構成員とするコンソーシアム

補助対象経費

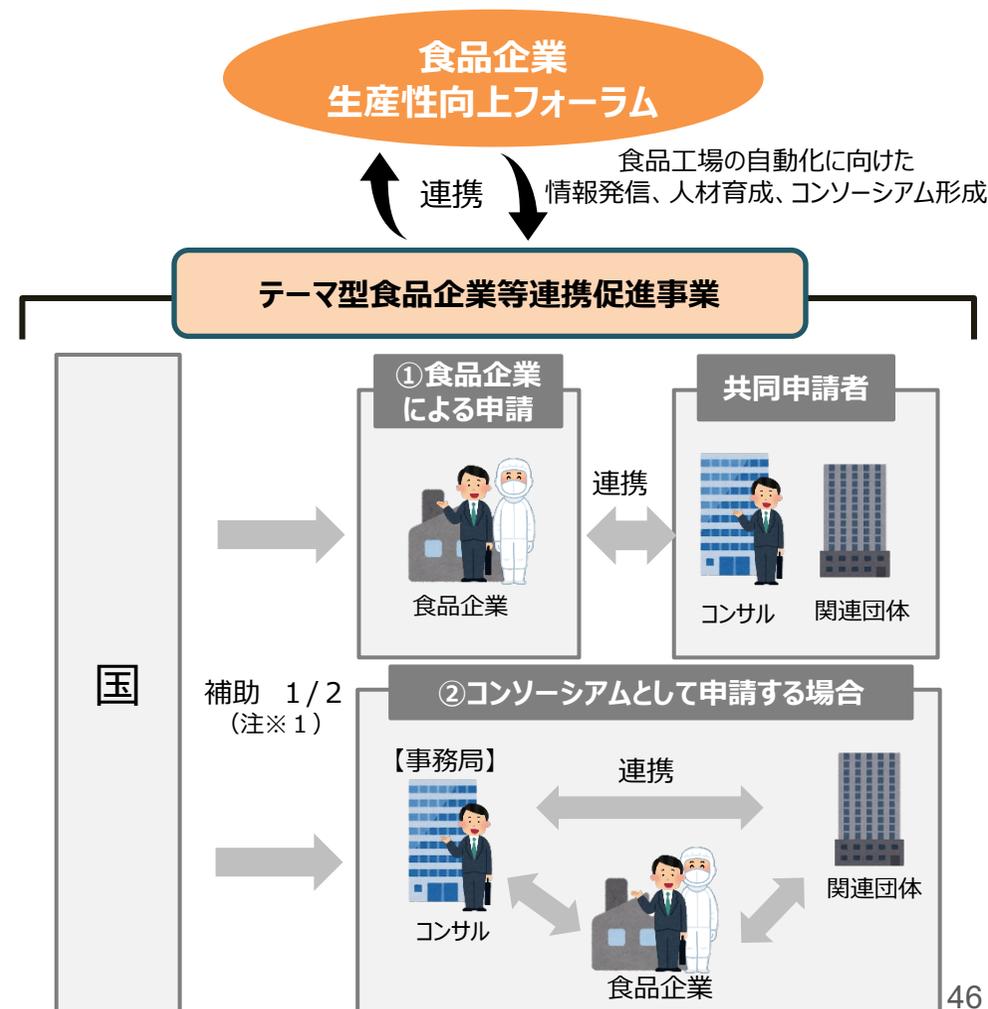
事業費の1/2

【対象経費】

機械設備の導入及び整備費、旅費、謝金、会場借料、委託費、消耗品費 等

(注※1)

補助事業における利益等排除の考え方に基づき、コンソーシアムにおいて、機械メーカー等が自社製品を食品企業に供与する場合、当該製品の製造原価の1/2が補助対象経費となります。



4-9. 食品企業生産性向上フォーラム（令和7年4月創設）

令和7年度当初予算 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業

事業趣旨

- 令和7年4月に食品企業や機械メーカー、研究機関等の関係者から構成される「食品企業生産性向上フォーラムを創設フォーラム」を創設。
- 食品製造事業者への情報発信、食品工場の自動化を推進するための人材育成、食品製造業の課題を検討するコンソーシアム形成支援等を実施

フォーラム概要

1. 食品製造事業者への情報発信

- 施策・予算情報（農林水産省、経済産業省、中小企業庁 他）
- 経営相談、ハンズオン支援（専門家派遣）等のサービス（中小企業基盤整備機構）
- 融資情報（日本政策金融公庫、金融機関）
- 技術開発情報、技術相談・受託分析・受託研究に関する情報
- 機械設備、ロボットに関する情報（日本Sier協会、機械メーカー他）

2. 食品工場の自動化を推進するための人材育成

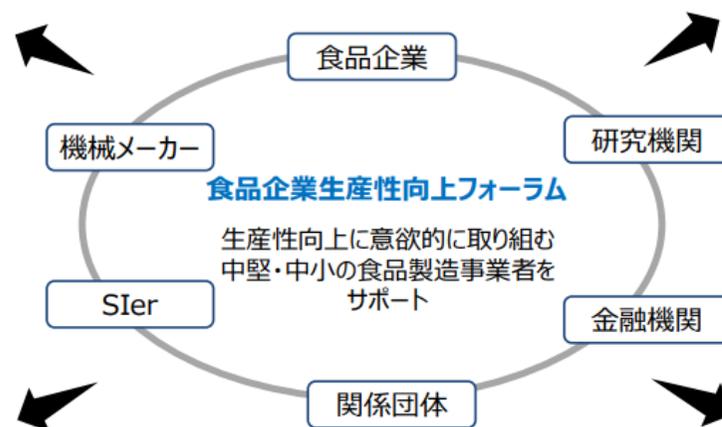
- フォーラム参加者に継続的な学習、交流の場の提供
- 食品工場の自動化のための人材育成カリキュラムの作成（業種別）
- 業種別の自動化検討セミナー（工場責任者が対象）
- 食品製造業の自動化情報交換会

3. 技術開発のマッチング、コンソーシアムの形成

- 新事業創出に必要な技術開発に関するマッチング
- 業界横断的な課題に関するコンソーシアムの形成

事業イメージ

食品企業を取り巻く多様な関係者を通じ、省力投資の促進策をフォーラムの内外に波及させる。



※情報発信に当たっては、食品メーカーと食品機械メーカーとのマッチングサービスであるFOODTOWN（食品メーカー6万社以上、機械メーカー1000社以上が登録）を活用

4-10.食品産業研究開発懇話会（通称：二木会）



趣旨・設立の経緯

- 食品産業の強化・育成を目的に食品製造業大手の研究開発部門が連携する場として、食品流通局技術室（現・食品製造課原材料調達・品質管理改善室）の呼びかけで昭和61年7月に発足。
- 現時点で、食品製造業の各業種のリーディングカンパニー11社が参加。

活動内容

●会員企業（11社）

※正会員は各社の研究部門の役員、研究所所長クラス。他に各社研究所の管理職クラスの「連絡係」がいる。

味の素（株）	食品研究所 所長
伊藤ハム米久ホールディングス（株）	中央研究所 所長
キッコーマン食品（株）	商品開発本部長
★サントリー食品インターナショナル（株）…会長企業	MONOZUKURI本部 R & D部 部長
（株）日清製粉グループ本社	R & D・品質保証本部副本部長
日清オイリオグループ（株）	応用研究所 所長
★（株）ニッスイ …副会長企業	中央研究所 所長
不二製油グループ本社（株）	つくば研究開発センター センター長
（株）明治	研究本部 分析化学研究ユニット長
森永乳業（株）	研究本部 食品開発研究所長
山崎製パン（株）	中央研究所 所長代理

●開催状況

- 奇数月の第二木曜日午後（15～17時）に2時間程度の定例研究会＋立食の意見交換会を実施。
- 毎回の勉強会の幹事は各企業が持ち回りで実施。毎年の会長企業も持ち回りで担当。

●これまでの農水省参加状況

- 通常開催の4回（1, 3, 7, 9月）の研究会の冒頭に10分程度の挨拶を行ってきた。会員企業は、農水省からの、補助事業や制度改正に関するタイムリーな話題提供を期待。
- 勉強会の開催場所は、KKRホテル東京。幹事会社と調整の上、農林水産省（改善室）と農研機構（食品研究部門）で数名の参加者申し込みを行っている。

●R7年度からの試み

- 4/16に連絡員会を開催、各社の研究開発部門の課題感などを共有した。今後は6,8,10月でテーマを設け各社の取組事例紹介と議論する会を開催予定。当室としては共同プロジェクト組成や既存の研究案件の売り込みに繋げたい考え。

4-11. ロボットの現場導入に向けたガイドラインの作成



【R4年度】人とロボット協働のための安全確保ガイドライン

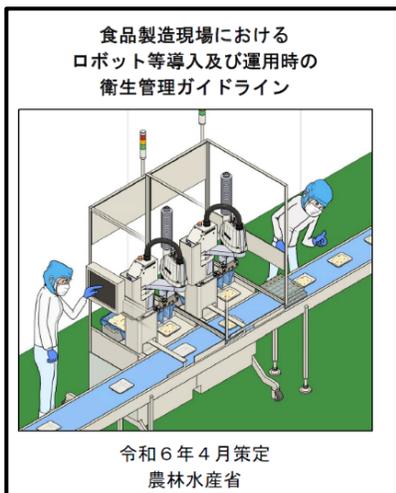
人とロボットが安全に協働するため、ロボットの種類や大きさ、食品製造や飲食店等の環境などに応じ、出力の上限、必要な安全装置、ガード設置の有無等のガイドラインを作成。



- ・柔らかい表面素材
- ・挟み込み防止構造 等

【R5年度】ロボット等導入のための食品衛生ガイドライン

AIやロボット等の先端技術をHACCPに沿って食品製造業の現場に実装するためのガイドラインを作成。



4-12. 「食品製造現場におけるロボット等導入及び運用時の衛生管理ガイドライン」

- 工場にロボット等を導入しようとしている**食品製造事業者**、食品分野に参入しようとしている**機械メーカー**、**SIer***に向けて、ロボット等の先端技術を食品製造現場に導入し、HACCPに沿った衛生管理の下で安全に運用していくための留意点等をとりまとめています。
- さらに、食品企業の海外展開に資するため、本ガイドラインの英語版を作成し、7月に公開しました。

ガイドラインの概要

第1章 ガイドラインの基本的な考え方と定義

食品製造現場へのロボット導入プロセスの全体像を解説

第2章 ロボットシステム導入に向けた手順

食適対応ロボットがクリアすべき構造、材質、潤滑剤、表面処理について解説

第3章 食適対応ロボットとして備えるべき機能

非食適対応ロボットを食品製造現場に導入する際の衛生管理上の危害要因と対策を解説

第4章 非食適対応ロボットを使用する場合の留意点と対策

第5章 ロボットの設置から運用開始前までの留意点

ロボットの設置、運用、維持管理の各段階において、食品製造現場の観点からの確認事項を解説

第6章 ロボット運用開始後の維持管理

第7章 教育

SIerと食品製造現場管理者への教育事項を解説

別添 ロボット導入にあたりSIerが実施するチェックリスト

参考 ①衛生管理教育資料 ②用語解説 ③参考資料一覧

* SIer: システムインテグレーター。顧客が導入したいシステムをそのニーズに合わせて構築・開発し、実際にその企業に導入するまでを請け負う。

普及に向けた取り組み

- ・R6.4 日本語版公開
- ・R6.6 「FOOMA JAPAN 2024」農林水産省セミナーでの講演【@東京ビッグサイト・対面・約100名参加】
- ・R6.7 英語版公開
日本語版の公開後、特に海外に製造拠点を持つ食品事業者等から要望を受け、英語版を策定。
※農林水産省英語版ページでも公開 ([Food Industry : MAFF](#))
- ・ // 「消費者行政研究会 7 月度例会」での講演【対面・明治、雪印メグミルク等食品大手9社参加】
- ・R6.8 「HACCP実践研究会 HACCP実務者養成講座」での講演【対面・約40名参加】
- ・ // 「食品と開発2024年8月号」特集ページ掲載
- ・R6.9 「月刊食品工場長2024年9月号」特集ページ掲載
- ・R6.10 「惣菜・デリカ JAPAN 2024」セミナーでの講演【@東京ビッグサイト・対面】
- ・R6年度中 「2024年度市民フォーラム」での講演【(一社)日本食品機械工業会・日本機械学会食の安全委員会共催】



4-13.農林水産省中小企業イノベーション創出推進基金事業（フェーズ3基金：第1回公募）

食品産業における食品ハンドリング技術の革新と社会実装（令和5～9年度）
（コネクテッドロボティクス株式会社、株式会社FingerVision、株式会社Closer）

大規模技術実証の概要

- 惣菜工場の製造工程全体の自動化を推進し、スマートファクトリーの実現を目指す。 ■ 業界で初めて惣菜盛付ロボットシステムの実用化を目指す。
- ①ハンドの多様化（惣菜具材の多品種対応） ②盛付ロボットの低価格化 ③惣菜製造に最適化された廉価版ロボットの開発
- ④他盛付工程自動化ロボットシステムの低価格化（容器供給、小袋移載、セル生産盛付、検査等の工程）

【実証現場の様子】埼玉県寄居町



【開発技術のポイント・先進性】

- 工業製品ではない食品(粘性がある等)をハンドリングする技術
- 多様化する食品トレイを供給する技術

最終的に食品を把持する
廉価版ロボットシステムを開発。

社会実装に向けての開発スケジュール・目標

【開発目標】

- 惣菜具材の多品種対応：総菜10種→100種
- 製造原価1,050万円/台→500万円/台

【社会実装後の当面の目標】

- 事業終了後5年以内に、共同提案3社合計で385億円の売上計上。
（国内惣菜工場 自動化市場6兆円に対して普及率0.6%。将来は50%を目指す）
- 長期的には食品のピックアンドプレース技術のその他の用途として、果物や野菜の出荷前の梱包、魚の選別仕分け等に応用。

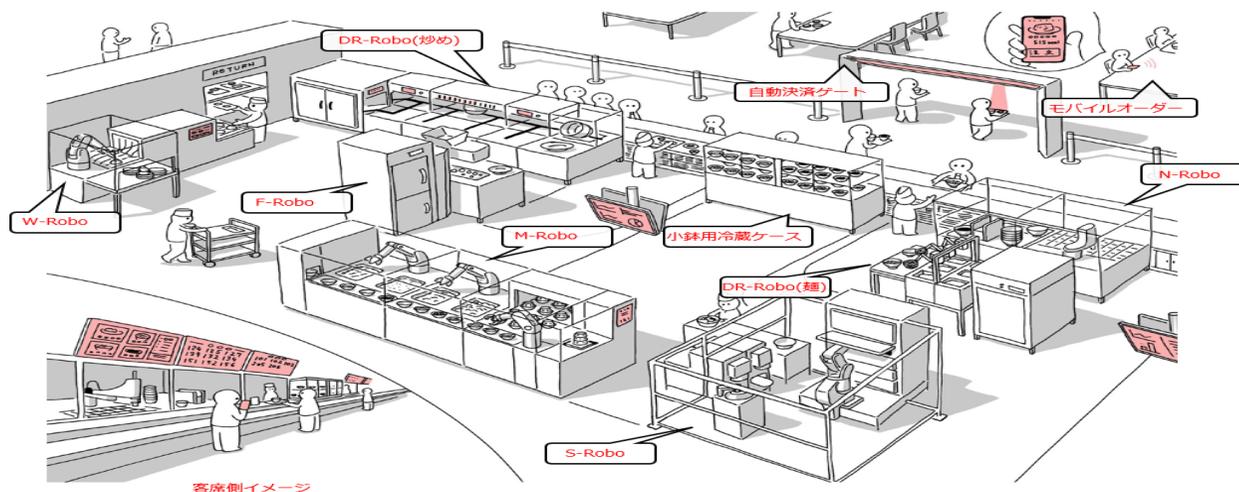
原材料調達・品質管理改善室は、事業採択に関与するとともに事業推進にも積極的に参画

4-14. 農林水産省中小企業イノベーション創出推進基金事業（フェーズ3基金:第2回公募）

調理/盛付/食器仕分け業務の自動化とアプリによるメニューパーソナライズ、AIを活用した厨房オペレーション最適化を通じた次世代スマート食堂の社会実装（令和6～9年度） TechMagic(株)

大規模技術実証の概要

- 外食産業の人材不足に対応するとともに、健康を踏まえた調理のパーソナライズの実現を見据え、個人ごとの料理の最適化を目指す。
- ①モバイルオーダーを起点としたユーザーライクな顧客体験の動線の実装 ②調理、盛付、食仕分けの自動化による大規模な省人化の実装 ③AIを活用した調理の個人対応と厨房オペレーションの最適化の実装



社会実装に向けての開発スケジュール・目標

【開発目標】

- 調理・盛付・食器仕分けロボットのモジュール化
- ユーザーインターフェースとロボットの連携による個人対応の自動調理、提供

【社会実装後の当面の目標】

- 事業終了後5年以内に60億円、10年以内に240億円の売上を計上を目指す。（事業終了後5年以内で市場シェア0.5%、10年以内で市場シェア1.6%）
- 国内での販売に加え、米国、韓国に対する拡販も実施。

原材料調達・品質管理改善室は、事業採択に関与するとともに事業推進にも積極的に参画

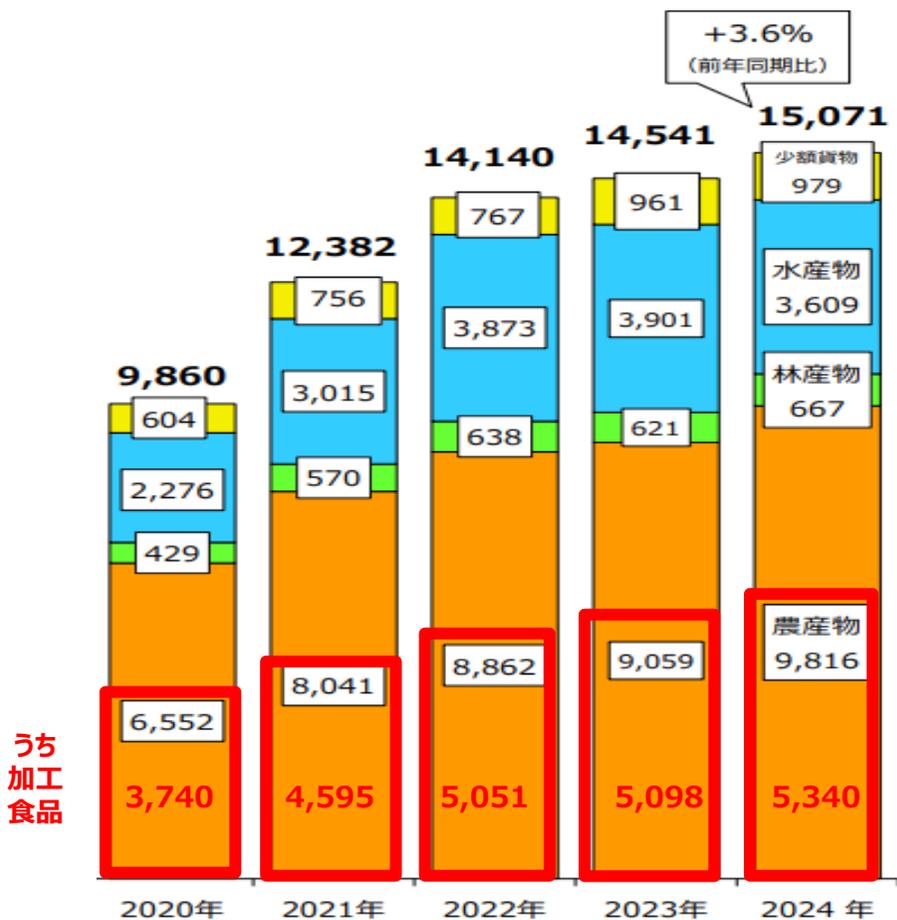
5.加工食品の輸出拡大に向けた取組



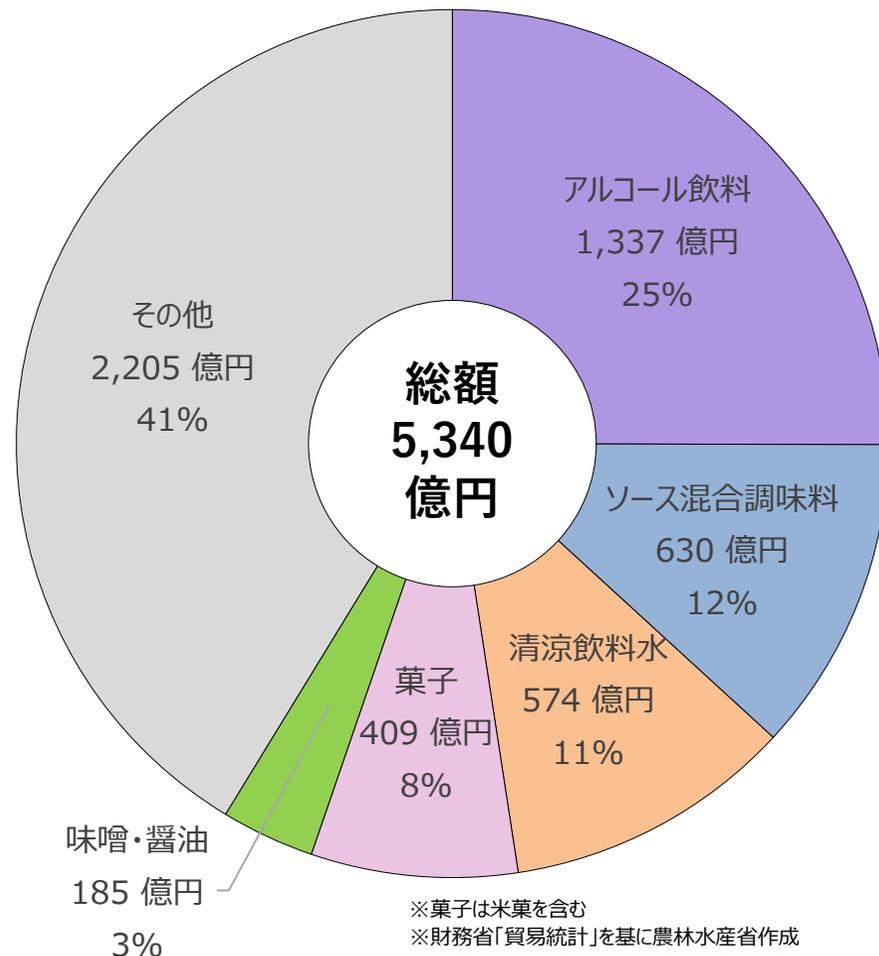
5-1. 加工食品の輸出の現状

- 2024年の農林水産物・食品の輸出額は**15,071億円**。そのうち加工食品は**5,340億円**。
- 加工食品の輸出額を品目別にみると、ウィスキーや清酒等のアルコール飲料が1,347億円と25%を占め、ソース混合調味料が630億円で12%、清涼飲料水が574億円で11%と続く。

農林水産物・食品 輸出額の推移



加工食品の品目別輸出額 (2024年)



5-2. 加工食品の輸出に関する課題

(加工食品の強み)

- 季節変動が少なく、**周年輸出が容易**。
- 日本の高度な技術により、輸出先国の嗜好、生活スタイルに合わせて**付加価値を付けることが可能**。輸出の有望な分野。

(加工食品の課題)

- 中小企業が多い食品製造事業者単独では、各国の規制調査、海外でのマーケティング・商流構築、物流コスト削減等の取組を行うことは困難。
- 輸出先国の食品安全・添加物・表示・容器・包材等の規制・基準について、**国・品目・製品ごとの対応が必要**。
- 輸出先国の複数の規制対応が必要であり、**国内向けと別の製造ライン施設が必要な場合も多い**。
- 加工食品は、船便の場合が多く、輸送日数を要すること等により、日本国内よりも**長い賞味期限を求められる**上に、各国ごとに使用可能な食品添加物が異なることから、代替添加物により新たな商品を製造することが求められる。

中小食品製造事業者

- 中小企業が多い食品製造事業者単独で、各国の規制調査、海外でのマーケティング・商流構築、物流コスト削減等の取組を行うことは困難。



施設認定・登録

- 食肉や水産物を主な原料とする加工食品については、施設基準や衛生基準（HACCP）を満たした施設の認定が必要な場合があり、施設改修も伴う。
- 中国へ食品を輸出する場合は、製造企業登録を行うことが必要。



混合食品

- EUへの輸出では、動物由来の原料（乳、卵、水産物など）が含まれる混合食品の場合、その原料がEU基準を満たしていることが必要。



食品添加物

- 国ごとに使用可能な食品添加物が異なることから、使用できない添加物を使用している場合は、代替添加物に変更し商品を製造することが必要。

表示

- 国ごとに栄養成分等の表示ルールが異なることから、内容を確認の上、ラベルを印字又は添付する必要。

容器・包材

- 国ごとに包装容器の品質規格・条件が異なることから内容を確認の上、認められた容器・包材を使用する必要。直近では、EUの容器・包材規制やプラスチック削減条約への対応が重要。

ハラール、コーシャ

- 原材料、加工方法、包装、貯蔵、物流、陳列等サプライチェーンを通じた対応が必要。

5-4. 加工食品の輸出に向けた取組（２） 加工食品クラスター事業

【R4年度補正予算額 650百万円・R5年度補正予算額 400百万円・R6年度補正予算額 401百万円】

- 食品製造業の97%以上が、中小企業及び零細企業。
- 加工食品クラスターでは、個社単独では難しい資金面・人的面の課題やノウハウ不足等を克服するため、複数の食品製造事業者等が連携して、輸出拡大に向けた活動を実施しています。
- 複数品目、単一品目、地域単位、全国単位など地域の事業者の実情に応じ様々な団体の類型があり、事務局は構成員の食品製造業者、行政機関及び地域商社などが担っています。

＜連携して輸出拡大に取り組む活動事例＞

共同での海外プロモーション

単独での海外展示会への参加はハードルが高い

- 共同での国内外の見本市や展示会への参加
- 海外バイヤーの国内招聘、製造現場視察
- 商品のテストマーケティング



ブランドの確立に向けた取組

ブランド力や国際競争力が不足

- 品目や地域、商品ブランドの構築
- GI、地域団体商標等の取得
- 共同での商品開発、パッケージ作成



共同輸送

個々の事業者が小ロットでバラバラに輸出し、物流コストが割高

- コンテナにおける混載、共同輸送
- 地域が一体となった地方空港・港湾の利用
- 販路開拓に向けた連携（取引先の紹介等）

海外規制情報等の共有

単独での海外ニーズ調査は困難であり、各種規制情報等も把握できない

- 海外ニーズ、輸出ノウハウ、経験等の情報共有
- 規制・条件（添加物、包材等）の情報共有
- 農水省、JETRO等への相談や支援策の共同活用



(参考) 加工食品輸出クラスターの取組事例①

愛知県食品輸出研究会

【複数品目、地域単位】

愛知県の加工食品メーカーが、定例会において輸出スキルを高める勉強会や情報交換をするとともに、海外現地での「愛知フェア」や商談会の開催のほか、現地シェフによるプロモーション等の実施により「愛知県産食品」の海外販路開拓を進める。

構成員

平松食品



会長

県内メーカー



44社

- 輸出支援策の紹介
- 各種規制等の情報提供

東海農政局

愛知県

JETRO名古屋

金融機関ほか

- 輸出スキル向上のための勉強会等を実施
- 輸出初心者にもフェア参加機会の場を提供
- 現地のシェフや、現地マーケットに精通する専門家を実施体制に組み込みニーズを精緻に把握

鹿児島県貿易協会

【複数品目、地域単位】

鹿児島県が事務局となり、海外のレストランや量販店等での「鹿児島フェア」の開催や国内外バイヤーとの商談会、貿易アドバイザーによる貿易相談、JETRO等と連携した各種セミナーや貿易講座等を実施。



- 香港、シンガポール、米国等でのフェアの開催やバイヤーを招聘した商談会、イメージアップ広告等のPRを実施
- 東南アジア、台湾で最大規模のECモールで特設サイトを開設。サイトを活用して総合的なマーケティングを支援
- 輸出商社と県内事業者が連携して行う営業活動や商談機会の創出等の取組を県と連携して支援

(参考) 加工食品輸出クラスターの取組事例②

播州乾麺輸出拡大協議会

【単一品目、地域単位】

兵庫県播州地区の乾麺メーカーが連携して「播州ブランド」を確立し、乾麺のさらなる輸出拡大を目指す。

地域性品目	構成員		
乾麺 	兵庫県手延素麺協同組合  揖保乃糸 403社加盟	兵庫県乾麺協同組合  15社加盟	東亜食品工業  事務局
	輸出商社・自治体 		

主な輸出取組

- 月に1～2回の定例会議で会員間の認識の共有及び輸出拡大に向けた議論を実施
- 多言語対応HPやSNS、パンフレット等による情報発信
- 展示会への共同出展、商談会への参加、海外市場でのテスト販売等による新規開拓

木桶仕込み醤油輸出促進コンソーシアム

【単一品目、全国単位】

全国各地の木桶仕込み蔵元が参加。木桶仕込み醤油のブランディング確立によりハイエンド向けの輸出拡大を目指す。

重点品目	構成員	
醤油 	木桶仕込みの蔵元  29社	伝統デザイン工房  株式会社 伝統デザイン工房 事務局
	輸出商社・自治体 	

主な輸出取組

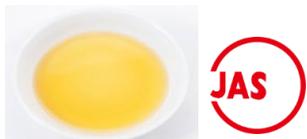
- 「木桶醤油 = プレミアム醤油」として共同でブランディングを実施
- WEBやSNSでの情報発信に加えて、現地の試食会などのリアル体験を通じてPR
- メーカー以外の人材も参加し、専門領域を生かし団体を運営

5-5. 加工食品の輸出に向けた取組（3）① JAS規格

JAS (Japanese Agricultural standards) とは

- 食品・農林水産分野において農林水産大臣が定める国家規格（令和7年4月現在 94規格）
- ①製品の品質・仕様、②製品の生産・流通プロセス、③事業者による製品の取扱方法、④事業者の経営管理の方法、⑤試験方法、⑥これらに関する用語など、多様な規格を制定可能
- JAS制度の手続には国際的に信頼あるISO基準を採用

しろしょうゆ



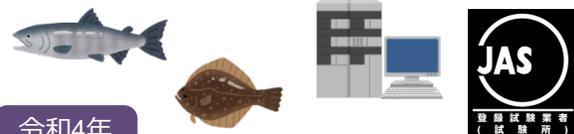
色度：46番以上 (独特の淡い琥珀色)
 無塩可溶性固形分(エキス分)：
 特級・16%以上
 上級・13%以上
 標準・10%以上 など

有機農産物



- ・種まき又は植え付けの前2年以上、禁止された農薬や化学肥料を使用しない
- ・ほ場に周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じている
- ・遺伝子組換え技術を使用しない など

魚類の鮮度（K値）試験方法



令和4年
3月制定

科学的な鮮度評価指標である「K値」の統一した試験方法

- ・有機料理提供飲食店の管理方法
- ・ベジタリアン又はヴィーガン料理提供飲食店の管理方法



・正しく情報提供するためのサービス方法を規格化

大豆ミート食品類



令和4年
2月制定

- ・大豆たん白質含有率が10%以上であること
- ・1次原材料から3次原材料までに動物性原材料を使用しないこと など

障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物

平成31年
3月制定



- ・主要な生産行程に障害者が携わっていること
- ・問合せに応じて、主要な生産行程のうち障害者が携わった主要な生産行程を回答できるものであること など

5-5. 加工食品の輸出に向けた取組（3） ②JASの活用

○JASは、品質や生産方法等の特性を適切に評価するためのツール。サプライヤーにとっては製品や取組を説明する際の後ろ盾として、バイヤーにとっては「確かなもの」を調達する際の判断基準として活用されることで、特に海外取引における効率化・円滑化に寄与。

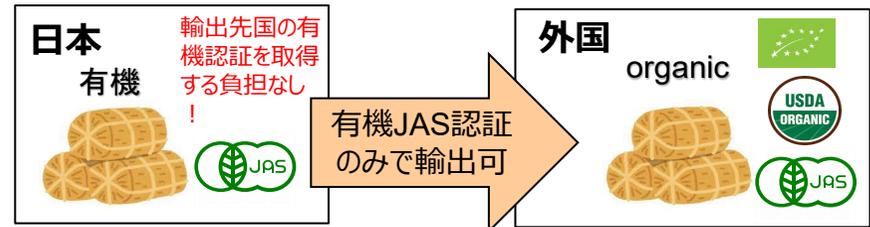
海外取引におけるJASの活用例

海外のバイヤーに馴染みのない日本の産品、技術、取組であっても、客観的で説得力のある説明・証明、信頼の獲得が容易に

- ▶タイの取引先に「**食用植物油のJAS**」の内容を示しながら認証取得を説明し、品質の高さと管理技術の確かさについて信頼を獲得（食品メーカーA）
- ▶台湾、中国、韓国及び東南アジア諸国では、「**しょうゆのJAS**」が日本ブランドとして人気であるため、認証を取得し、輸出（食品メーカーB）

有機同等性を活用した輸出

有機同等性が締結されている場合、事業者は、日本の有機JAS認証を受ければ、輸出先国の有機認証を受けなくとも、輸出先国において「有機」と表示して流通が可能



JASの国際標準化

日本の事業者にとって有利に働く規格を制定・活用し、認知度・影響力を向上させることにより、海外取引を円滑化

日本独自の価値・ルールを日本ブランドとして海外へ訴求



日本独自の価値・ルールを世界共通の規格として標準化



5-6. 加工食品輸出に向けた取組（4）

日本発食品安全マネジメント規格（JFS規格）の活用

- 食品安全マネジメント規格としては、FSSC22000(オランダ)等が存在。しかし、日本の伝統的な製法に適さない、英語で書かれた規格文書しかない等中小事業者が取組やすいものがなかった。
- 海外で通用する日本の規格がなく、国際的なルールメイキングに参画できなかった。

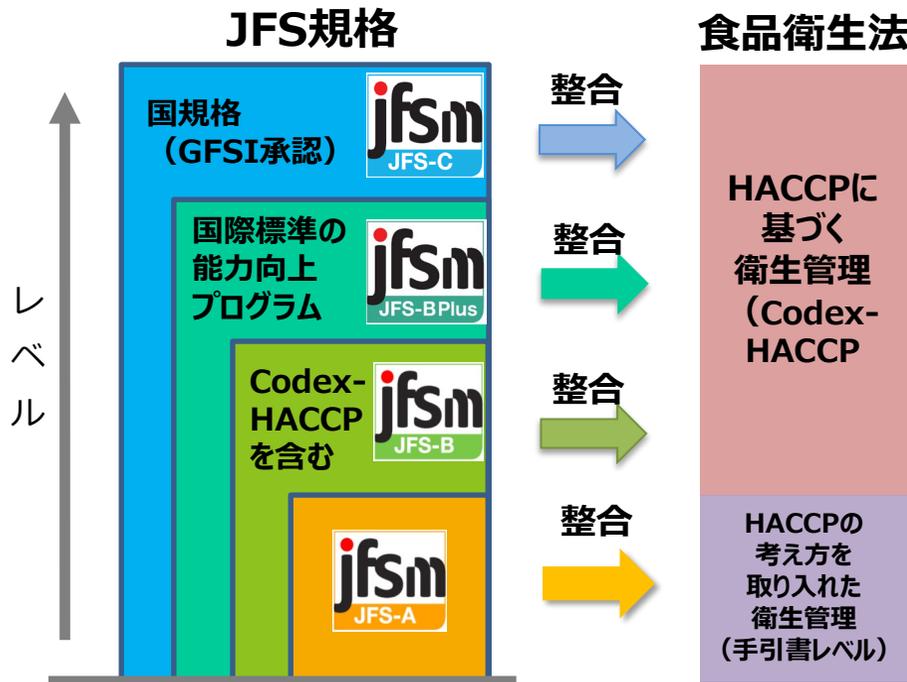


2016年 日本発食品安全マネジメント規格（JFS規格）が誕生

2018年10月 JFS-C規格が、食品安全のグローバル規格としてGFSI※により承認

※GFSI : Global Food Safety Initiative (世界食品安全イニシアティブ)

グローバルに展開する食品企業によって設立された、食品安全の向上と消費者の信頼強化のため、協働して食品安全管理規格の承認等を行う民間団体



JFS規格の特徴：日本の食品製造現場に適した規格

- ・生食・発酵食品を含めた日本の独特な食品等の安全な取扱方法を、科学的根拠をベースとして説明
(例：木製の樽での味噌・醤油醸造・管理等惣菜、味噌の管理等)
- ・規格を分かりやすく解説したガイドラインも整備



国内に出荷する仕様で無理なく輸出できる環境の形成



(参考) 食品事業者に求められる食品安全の取組の3つの段階

- **HACCP**や**一般衛生管理GMP**は、主に自然界で発生する病原菌等のリスクを管理することです。
- これに加え、取り扱う食品のさらなる安全性を確保するために、意図的な毒物混入や食品偽装の防止、実際に食品事故が起きた場合の危機管理対応、管理体制の整備などの**食品安全マネジメントシステムFSM** (Food Safety Management system) の取組みが求められます。

FSM

食品安全マネジメントシステム (FSM)

- 以下の**GMP**と**HACCP**を有効に実行するための管理の仕組み
- 安全方針の設定、手順書作成、文書管理方法の設定など
- トップマネジメントの責任、**フードディフェンス**や**食品偽装**への対応

HACCP

ハザード制御 (HACCP)

改正食品衛生法の施行により
令和3年6月1日 完全義務化

- 生物学的危害、化学的危険、物理的危険の可能性を分析 (HA)
- 危害防止のための重要な工程管理ポイントを決定 (CCP)
- 重要な工程管理ポイントにおける管理条件を設定

GMP

適正製造規範 (GMP)

- 食品安全において**基本となる一般衛生管理**
- **HACCP**を実施するための前提条件プログラムの中心となる基準
- 従業員衛生、環境、施設、装置、検査、メンテナンス、教育など

6. 食品製造業における外国人材の受入れ

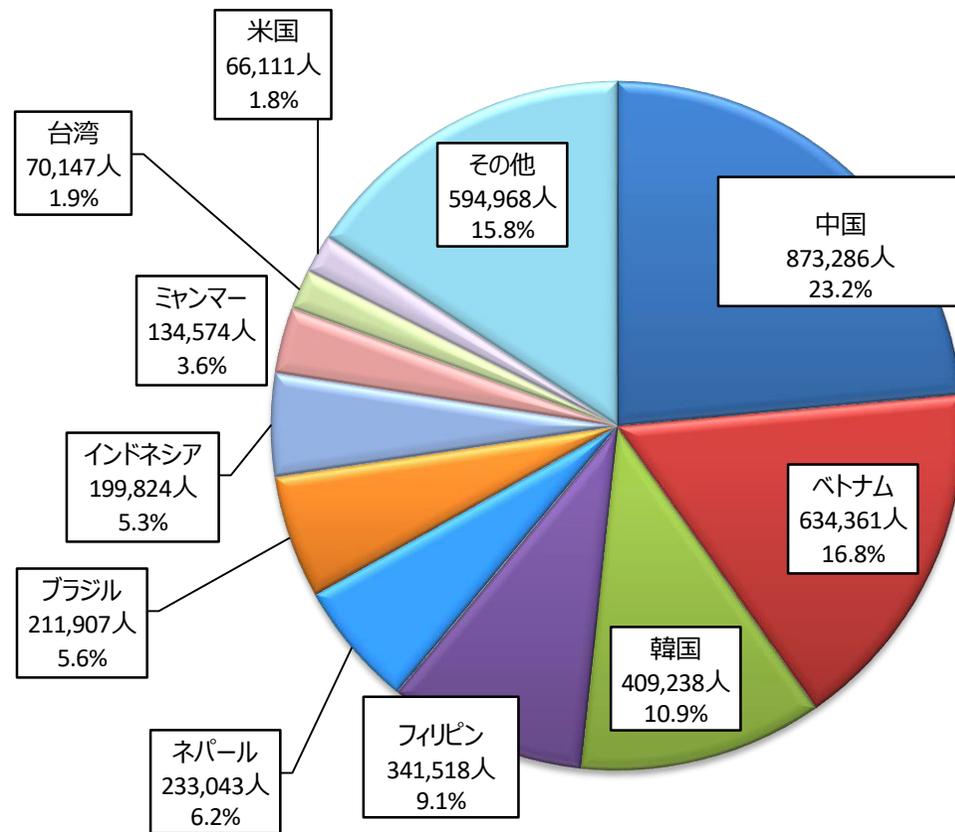
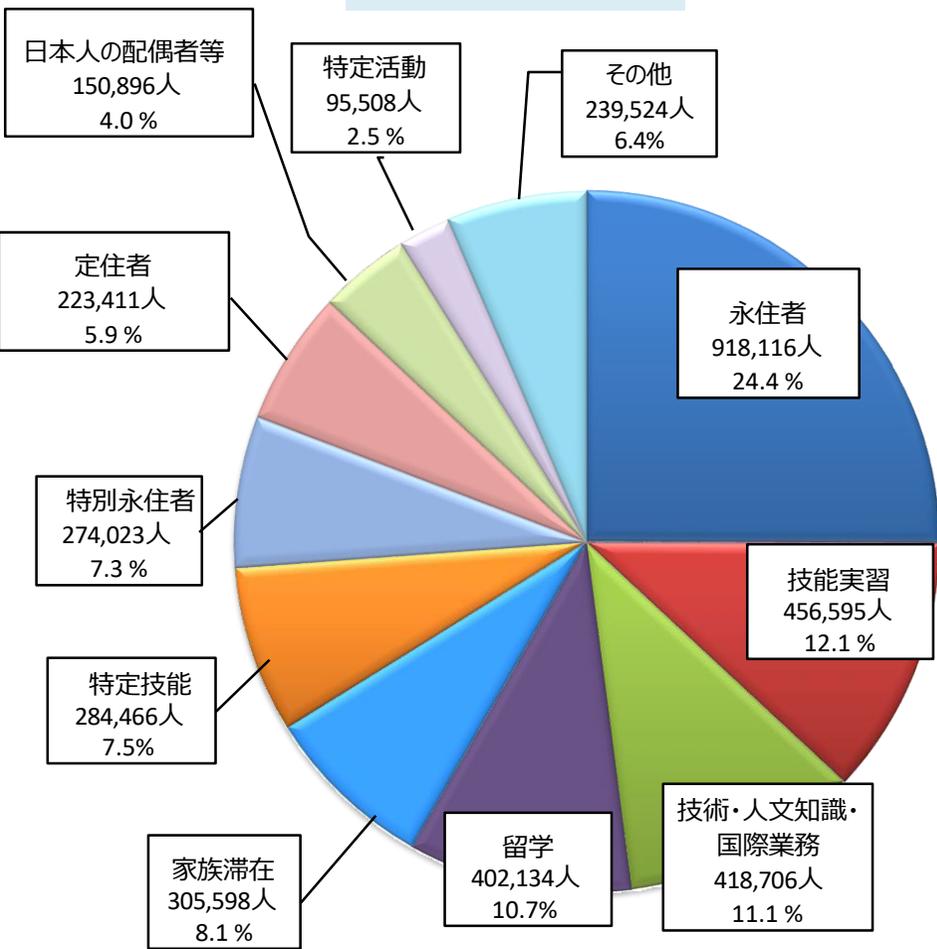


6-1. 在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳（令和6年12月末）

在留外国人数（総数） 376万8,977人

在留資格別

国籍・地域別



6-2. 特定技能と技能実習の制度比較



	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 ／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を 行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確 保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機 関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて 採用することが可能
受入れ機関の 人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従 事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3 号） (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3 号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務 区分間において転職可能

6-3. 特定技能制度の概要（在留資格について）

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：287, 882人（令和7年1月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：1, 047人（令和7年1月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**工業製品製造業**、**建設**、**造船・船用工業**、**自動車整備**、**航空**、**宿泊**、自動車運送業、鉄道、（16分野）**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

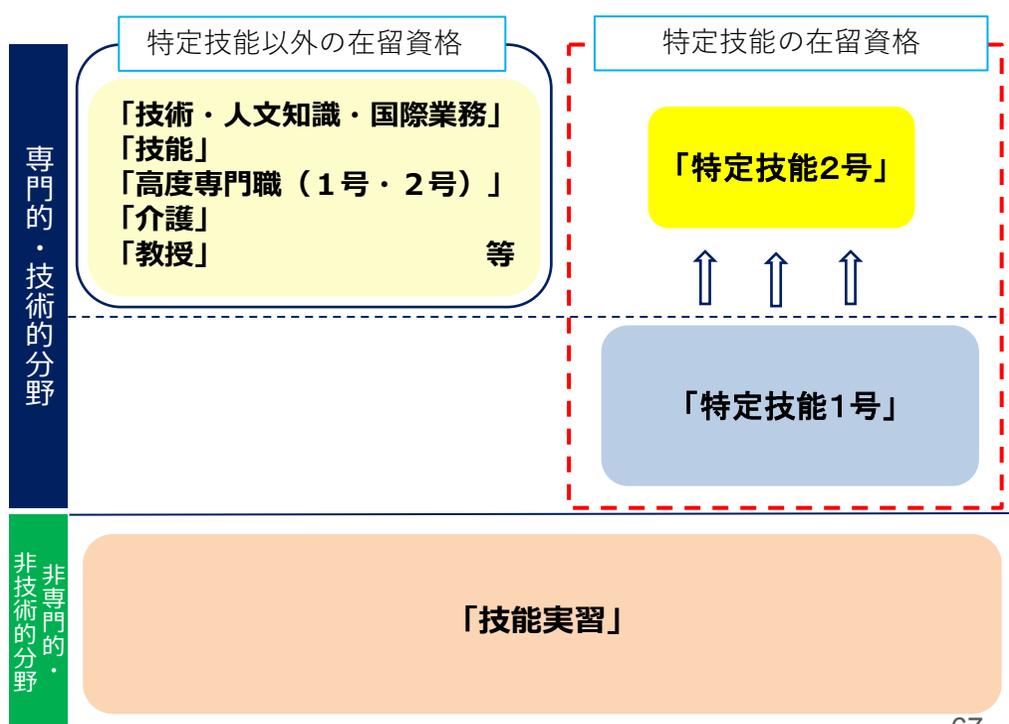
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



6-4. 特定技能 1 号の対象分野及び業務区分一覧

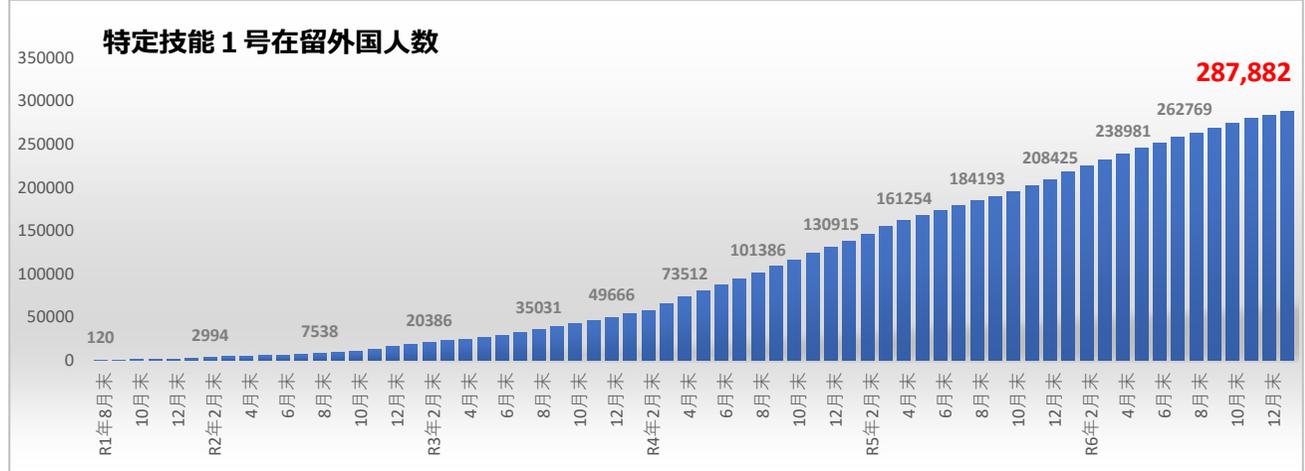
	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	雇用形態
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃 〔1業務区分〕	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・繊維製品製造 ・縫製 〔10業務区分〕	直接
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 〔3業務区分〕	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等		・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 〔3業務区分〕	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 〔1業務区分〕	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2業務区分〕	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接
	自動車運送業	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 〔3業務区分〕	直接
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等		・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) 〔5業務区分〕	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(種)・処理、安全衛生の確保等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	飲食品製造業	139,000人	飲食品製造業特定技能1号技能測定試験		・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) 〔1業務区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1業務区分〕	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) 〔1業務区分〕	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 〔1業務区分〕	直接



6-5. 特定技能制度について（運用状況）

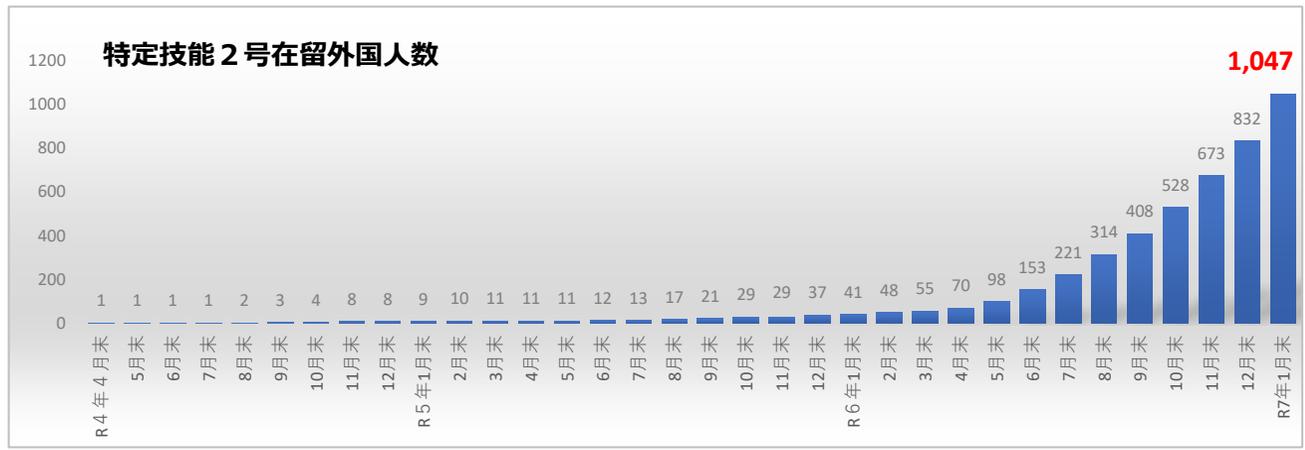
- 特定技能在留外国人数は、令和7年1月末時点（速報値）で、特定技能1号 28万7,882名、特定技能2号 1,047名。
 そのうち飲食料品製造業分野は全分野中で最多の74,742人（特定技能1号及び2号の合計）。
- 令和11年3月末までに13万9,000人の受入れを見込んでいる。

■ 特定技能外国人数（全分野合計）



特定技能1号外国人数（名）

分野	人数
介護	45,836
ビルクリーニング	6,248
工業製品製造業	45,181
建設	39,253
造船・船用工業	9,809
自動車整備	3,123
航空	1,496
宿泊	717
鉄道	3
農業	29,184
漁業	3,514
飲食料品製造業	74,523
外食業	28,995



特定技能2号外国人数（名）

分野	人数
ビルクリーニング	4
工業製品製造業	122
建設	241
造船・船用工業	83
自動車整備	11
宿泊	7
農業	222
漁業	4
飲食料品製造業	219
外食業	134

出典：出入国在留管理庁提供データを基に農林水産省で作成

6-6. 育成就労制度の概要

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

監理支援機関の 許可制度

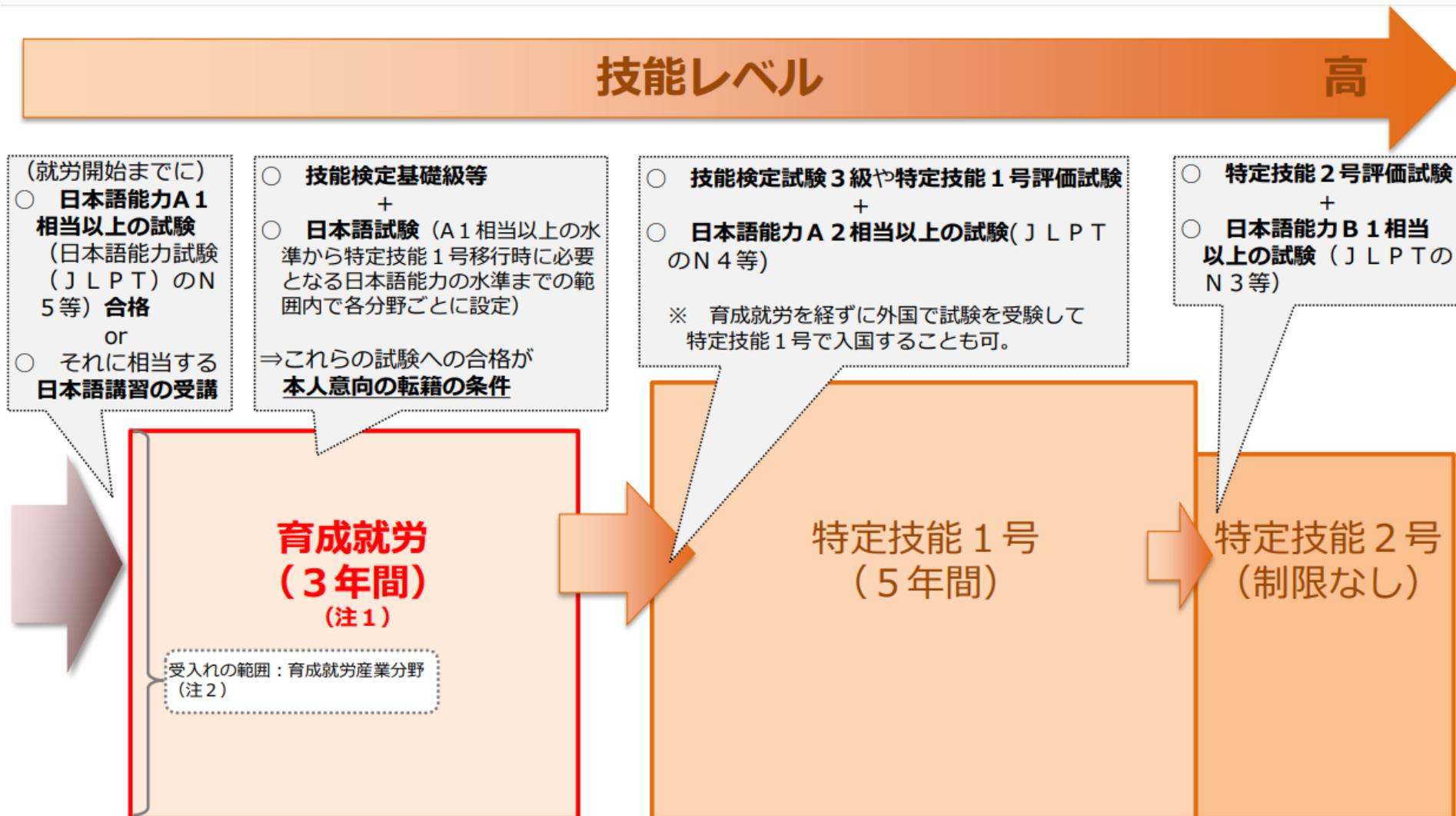
（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出国に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

1

6-7. 育成就労制度のイメージ（特定技能制度との関係性について）



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

7. 災害等への対応



7-1. 国による災害時の物資支援と企業の取組

○地方公共団体は、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備。

○被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資等を被災者に供給。国は、被災都道府県からの要請を受けた場合、被災都道府県に対し、物資を供給。事態に照らし緊急を要し、被災都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに実施（**プッシュ型支援**）。

○農林水産省は、食料や水（ペットボトル）について、食品関連団体、食品企業等に対し出荷要請を行い、全国各地の食品企業が提供する物資を、民間の輸送トラックのほか、自衛隊機による空輸などを利用し、被災地の広域物資輸送拠点へ輸送。

<最近の実績> 令和6年能登半島地震（約514万点）、令和2年7月豪雨（約32万点）、令和元年台風19号（約63万点）

○多くの企業において、災害により自社が重大な被害を受けた際にも、重要な業務を中断させず、仮に中断したとしても早期に復旧させるため、事業継続計画（BCP）を策定。

◎ 災害発生時の物資支援の流れと役割

